

出席議員（18名）

1番	森 裕 樹 君	2番	加 藤 滋 君
3番	安 藤 義 憲 君	4番	平 間 幸 弘 君
5番	桜 場 政 行 君	6番	吉 田 和 夫 君
8番	斎 藤 義 勝 君	9番	平 間 奈緒美 君
10番	佐々木 裕 子 君	11番	安 部 俊 三 君
12番	森 淑 子 君	13番	広 沢 真 君
14番	有 賀 光 子 君	15番	舟 山 彰 君
16番	白 内 恵美子 君	17番	水 戸 義 裕 君
18番	高 橋 たい子 君		

欠席議員（1名）

7番	秋 本 好 則 君
----	-----------

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	滝 口 茂 君
副 町 長	水 戸 敏 見 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	相 原 光 男 君
総 務 課 長 併 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	佐 藤 芳 君
ま ち づ くり 政 策 課 長	平 間 雅 博 君
財 政 課 長	鈴 木 俊 昭 君
税 務 課 長	水 上 祐 治 君
税 務 課 長 補 佐	加 藤 栄 一 君
町 民 環 境 課 長	安 彦 秀 昭 君
健 康 推 進 課 長	佐 藤 浩 美 君
福 祉 課 長	平 間 清 志 君

子ども家庭課長	水戸浩幸	君
農政課長併 農業委員会事務局長	瀬戸諭	君
商工観光課長	斎藤英泰	君
都市建設課長	水戸英義	君
上下水道課長	曲竹浩三	君
槻木事務所長	齋藤良美	君
危機管理監	平間信弘	君

教育委員会部局

教育長	船迫邦則	君
教育総務課長	森浩	君
生涯学習課長	藤原政志	君
スポーツ振興課長	石上幸弘	君

その他の部局

代表監査委員	大宮正博	君
--------	------	---

事務局職員出席者

議会事務局長	大川原真一
主査	佐山亨

議事日程（第3号）

平成31年3月6日（水曜日） 午前9時30分 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

- (1) 安部俊三 議員
- (2) 安藤義憲 議員
- (3) 広沢真 議員
- (4) 平間幸弘 議員
- (5) 有賀光子 議員

第3 議案第40号 副町長の選任について

- 第 4 議案第 4 1 号 固定資産評価審査委員の選任について
 - 第 5 議案第 4 2 号 仙南地域公立認可保育所の相互利用に関する協定の廃止に関する協議について
 - 第 6 議案第 4 3 号 町道路線の変更について
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（高橋たい子君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

欠席通告が、7番秋本好則君からありました。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において8番斎藤義勝君、9番平間奈緒美さんを指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（高橋たい子君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

11番安部俊三君、質問席において質問してください。

〔11番 安部俊三君 登壇〕

○11番（安部俊三君） おはようございます。11番安部俊三です。大綱1問質問いたします。

運動・スポーツの力を再認識し、進展、充実を図るために。

見通しにくい未来を前に、私たちは何を見据えているのでしょうか。自分や家族の健康を、前を向く支えを、生きる力を、それがきっと多くの人の願いでしょう。

運動・スポーツには、私たちの心や体に働きかけ、人々をつなぎ、社会の力を引き出す一面があります。運動・スポーツは何かの「手段」ではなく「それ自体」として人間の肉体の持つ普通では起きそうもないことを見せてくれる創造的な活動です。同時に、その発展と浸透によって、地域で生きる人たちの幸福と成長の基盤の一つとなり得ます。そのため、運動・スポーツは、地域生活圏を中心に根づかなければならないということになります。地域を支えるのは、

もちろん運動・スポーツだけではありません。しかし、文化芸術や経済活動に比べて、運動・スポーツは「見る側」と「する側」の障壁が低く、どちらにも参加しやすく、より直接的に肯定感や他者との共生感をもたらします。

地域で運動・スポーツが根づくために必要な条件は3つあるとよく言われます。それは、行政との連携、町ぐるみでの支援、よい指導者が育つことです。一つでも欠ければ花は開かないということです。言い方を変えると、スポーツの「善」の循環ができるかにかかっているということです。運動・スポーツは楽しいもので、地域も生き生きするという価値観を次世代に伝えられれば、その町は運動・スポーツが栄えるということと言えるでしょう。

Jリーグに「百年構想」というものがあります。これは、サッカーの話だけをしているのではありません。おのおのの地域を生きる人たちが、スポーツそのもののすばらしさを享受しながら、それを通じて自分たちの町や人のあり方についてしっかりとした心構えを持ち、悩みながらも運営していく、その力を育むためにスポーツを育てたいのだと、この構想は言っていると見てよいでしょう。

街と人と幸福を結びつける何かが必要であり、その重要な役割を運動・スポーツは担っているとと言えます。

少子高齢化が進む社会の未来は、一人一人がより健康で、みんなが互いを支えられるような社会が不可欠と考えられています。40兆円を超えた医療費の抑制や介護予防も重要です。そんな健康社会と共生社会をつくるためにも、運動・スポーツの力を再認識すべきと思います。

本町においても、運動・スポーツの力を再認識し、より進展、充実を図られる一助となるよう、次のことについて伺います。

1) 平成11年に制定した「柴田町スポーツ都市宣言」が20年経とうとしています、町はどう評価しているのでしょうか。また、今後どのような指針のもとに、その趣旨を反映しているのでしょうか。

2) 「人にであい 柴田を再発見 全国フットパスの集い2018 in 柴田」が昨年11月3日から4日に開催されましたが、その成果はどうだったのでしょうか。今後、より柴田町でのフットパスの進展を図るため、どのような対応をしていくのでしょうか。

3) 柴田町里山ハイキングコースが設定されて久しくなりますが、その活用状況や課題となっていることなどを伺います。

4) 平均寿命が愛知県内でトップレベルを誇る東郷町では「子どもが健康で元気になれば、50年、60年先に東郷町が元気に活力ある町となる」という思いのもと、健康寿命の延伸に向け

て町全体で健康づくりに取り組んでいます。この考え方のもと、子どもたちに対し将来大人や高齢者になったときに備え、遊びを通して運動好きな子どもを育む必要性を痛切に感じ「幼児期の運動指導」を積極的に推進しています。

生活習慣病や介護予防など、健康寿命の延伸の基盤は幼児期からとの考え方から、本町でも幼児期の運動指導を一層推進すべきと思いますが、いかがでしょうか。

5) 本町における(仮称)柴田町総合体育館建設についての課題は、まだ残されていることと思いますが、基本設計が示されるなど、実現に向け前進していることは喜ばしいことです。

改めて確認の意味から、今後の見通しと(仮称)柴田町総合体育館に寄せる意義や期待することなどを伺います。

○議長(高橋たい子君) 答弁を求めます。教育長。

[町長 登壇]

○町長(滝口 茂君) 安部俊三議員、運動・スポーツ関係で5点ほどございました。順次お答えをいたします。

柴田町スポーツ都市宣言後の20年間、平成13年にみやぎ国体が開催され、本町では水球とウエトリフティング競技を実施し、また、平成29年には仙南地域で唯一、全国高等学校総合体育大会、インターハイの競技会場として水球競技を実施しました。さらに、町民の生涯スポーツ振興を図るため、平成18年にスポーツ振興室を設置、平成27年には課に昇格させ、生涯にわたってスポーツに親しめる体制づくりを進めたところでございます。

しかし、まだまだ町民生活の中に気楽に気軽にスポーツを行い、親しめる機会が十分に整っているとは言えません。宣言文にあるように、スポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツに励めるよう、子どもから高齢者までのライフステージに応じたスポーツ活動の機会を提供するため、仙台大学と連携した「スポーツフェスティバルin柴田」や「トップアスリート育成事業」、柴田町総合型地域スポーツクラブと連携した「スポーツ教室」などの開催を通じ、これからも生涯スポーツの推進に継続して取り組んでまいります。

2点目、全国フットパスの集いの成果の一つとして、柴田町の魅力を全国に発信できたことが上げられます。北は北海道から南は熊本県まで、宮城県を含む全国17の都道府県から、フットパスウオークには2日間で延べ241人の方に参加していただきました。コースごとに地域の方々の心のこもったおもてなしやフットパスサポーターの親切なガイドにより、フットパスを通じて柴田町の魅力を発信できたのではないかと考えております。

2つ目として、大会参加者間の交流を促進できたことでございます。フットパスウオークの

参加者に対するサポーターや地域住民のおもてなし、またフォーラム終了後のパネラー、参加者、地元サポーターなど関係者全員による交流会などを通して、交流やつながりを深めることができました。また、今回のフットパスフォーラムには、フットパス発祥の地であるイギリスのWalkers are Welcomeネットワーク会長にも参加していただき、グローバルな視点からも柴田町の魅力を発信できたのではないかと感じております。

しかし、フットパスによる元気なまちづくりの取り組みを開始してから、まだ4年目であり、宮城県等が進めている韓国版のオルレに比べ、フットパスそのものの全国的な知名度も低く、町民の間にも、まだまだ十分に浸透し切れてないのも現実でございます。

今後は、現コースのフットパスイベントを継続して実施していくことに加えて、フットパスサポーターの会など、フットパスを推進する民間団体と連携し、春の桜やツツジ、秋のマンジュシャゲなど季節ごとの花を楽しんだり、美しい農村風景で歴史、郷土色、近隣自治体の名所・旧跡もコースに加えるなど、フットパスに新たな趣向を凝らしてフットパスの楽しみを広げることで、新たな参加者を呼び込み、町民のフットパス認知度向上を図ってまいります。

里山ハイキングコースの活用状況でございます。里山ハイキングコースの活用状況ですが、町内外から個人や少人数で散策を楽しむために訪れる方がおられるほか、生涯学習センターが開催する「しばた里山案内人の会」会員を講師としたハイキング教室が年間6回実施され、平成25年度からの6年間で40回、延べ1,073人の参加者がありました。加えて、里山案内人の会主催の里山ハイキングも年間4回ほど開催されており、毎回多くの方が参加され、大変好評を得ております。

課題としては、ハイキング途中で病気やけが等が発生した場合に、連絡道路がないところもあり、対応のおくれが懸念されるところでございます。特に、個人で散策される方をどのように把握し、緊急時の連絡・対応をどうするか、今後検討すべき課題と思っております。

学習センターの事業として実施している里山ハイキングでは、参加者の年齢層が50代から70代後半までとなっており、新規の参加者を増やすための工夫をどのようにするかが上げられます。健康志向とともに、里山ハイキングの知名度も少しずつ高まりつつあります。今後もコースの維持はもとより、安全で手軽に楽しめる里山ハイキングを推進するため、里山や農村の魅力の向上と情報の発信を行ってまいります。

4点目、幼児期の運動指導についてですが、第一幼稚園においては、年齢ごとに年間計画、月案等の指導計画を立案し、それに沿って日々の保育に当たっております。また、幼児の発達の状況や家庭での協力を折に触れてお知らせし、各家庭とともに、子どものよりよい成長に努

めているところでございます。

また、保育所では「保育所保育指針」にあたる「健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活を作り出す力を養う」を受けて、保育指導計画において必須となっている子どもの心と体の発達のため「運動遊び」に取り組んでおります。主に、「戸外でたっぷり遊ばせよう」を目標に、みずからかかわって遊べるような環境づくりを設定し、砂、水、泥んこ遊び、鬼ごっこ、集団ゲーム、ダンス、体操など、友達や保育士と思いきり体を動かして、遊びながら運動することで、体の健全な発育だけでなく、心の発達にも働きかけながら進めているところでございます。

さらに船岡保育所では、平成31年度に仙台大学体育学部子ども運動教育学科の先生及び学生による「運動遊び教室」を実施しようと計画しております。今年度は、デモンストレーションとして、1月29日と2月26日の2回、約1時間ずつ実施いたしました。内容は、準備運動から始まり、子どもの状況を把握しながら、少しずつ身体の動きをふやし、自分で考え行動できるよう工夫した運動遊びを体験いたしました。なお、柴田町においては、幼児期における体力増強に係る環境整備の一環として、太陽の村に冒険遊び場を整備しておりますので、大いに利用していただきたいと思っております。

5点目、柴田町総合体育館の建設の見通しでございます。

施政方針でも述べましたが、若い人たちに住みたい町として選んでいただくためにも、総合体育館や図書館といったスポーツ、教育・文化環境を整えていくことは大変重要なことでございます。特に総合体育館の建設は、東日本大震災の被害により取り壊してしまいました町民体育館を早急に復旧しなければならないということになっておりますので、また、多くのスポーツ関係者や団体から、新体育館建設について強い要望を受けております。署名活動においても3,800人から受けているということでございます。

総合体育館は、町民が自主的・主体的にスポーツ・レクリエーションに親しみ、みずから心身の健康や体力の増進を図り、健康寿命を伸ばすことができる施設として、また運営が活発となり、会員が増加している柴田町総合型地域スポーツクラブの活動拠点としても期待されております。さらに、災害が起こった際の防災拠点として大きな期待が寄せられております。

平成31年度は、総合体育館の建設地である旧不二トッコン跡地の造成工事ができるよう、各関係機関との調整を図ってまいります。平成32年度には造成工事に着手する一方で、平成33年2月会議において、平成33年度の当初予算でDB、DBO方式を採用する際のアドバイザー業務委託費を承認いただき、総合体育館建設要求水準書による業者公募及び選定を行い、平成

34年度に建設工事に着手できるよう準備を進め、平成36年3月に完成する計画としております。その際、総合体育館建設費の約2分の1の補助金が見込まれる都市計画マスタープランと、立地適正化計画の作成を平成31年度から着手し、平成32年度に国の採択が受けられるよう、柴田町らしい魅力的なコンパクトシティアンドネットワークによる新たな都市構想づくりに全力で取り組みたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 安部俊三君、再質問ありますか。どうぞ。

○11番（安部俊三君） 順次、再質問をさせていただきます。

1点目に関してです。

20年前の運動・スポーツ状況と、昨今の状況を比較した場合、特に変化してきている状況ということはあるのでしょうか。あるという認識があるのであれば、どのようなことなのか伺っておきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） スポーツ都市宣言をしたころは、スポーツ教室を開催した後にサークル化する、またはニュースポーツの普及では、チーム競技の種目を取り上げるなど、どちらかという団体の育成に力を注いでまいりました。20年が経過しまして、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむということから、どちらかという、今度は個人を対象としたスポーツ事業に変化しております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○11番（安部俊三君） 1点に関しましての2問目になります。

平成27年に、現在のスポーツ振興課となりましたが、この4月から事務室が役場内に移動することとなったわけですが、何か意図していることなののでしょうか。どんな考えからなのか伺っておきたいというふうに思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） 平成27年からスポーツ振興室が課となり、業務の縦ラインのスピードアップ化が図られました。その後、健康と運動、それから幼児と運動などのかかわりや、今後行われます大型プロジェクト等により、横の連携を密にしなければならないことが多く出てくるということで、今回、庁舎内にスポーツ振興課が移動するということになりました。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○11番（安部俊三君） 次に、2点目に関して質問させていただきます。

第6次柴田町総合計画、まだ案の段階ですけれども、おけるフットパスの推進に係る事項について伺っていききたいと思います。

まず1つ目です。第3編、前期基本計画の重点プロジェクト3の中に、町なかにぎわいづくりプロジェクト②として健康タウンの推進が明示されています。その説明の最後のほうに「庁内に推進委員会を立ち上げ、一体的、有機的な取組を進めます」とありますが、この推進委員会は、どのような役割を想定してのことなのでしょう。その概要を現時点で結構ですので、できれば構成メンバーなどの考えを伺っておきたいというふうに思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 今、前期計画の中にある健康タウンの推進というふうなことだったんですけれども、推進委員会、どんな役割というふうなことなんですけれども、こちらのほうは、今考えているのが、仮称なんです、歩くまち柴田推進委員会というふうなことで考えております。昨年12月会議で、歩くことと健康づくりについて庁舎内横断的にかかわれないかというふうなことで、複数の議員さんから一般質問が出されて、歩くことの目的には、それぞれ健康の保持増進、介護予防であったり、町並みや里山で自然に親しみリフレッシュ、精神面での効果、あとは魅力ある地域としての観光客の誘致など、さまざまな目的でそれぞれの課が今まで対応してまいりました。

それぞれの目的達成のために、各課の事業推進を、歩くことということに関して一体的に展開できるように、まず集まって各課を横断した推進体制を整備というような内容を考えております。3月に議会が終わってからなんですけれども、集まりを設けるようにしております。その構成メンバーなんです、課名で申し上げますと総務課、まちづくり政策課、財政課、福祉課、農政課、商工観光課、都市建設課、生涯学習課、スポーツ振興課、健康推進課となっております。まず1回会議を開きまして、その中で目的としてどういうふうにしていったらいいかというのも踏まえて考えていきますので、これが全てではないかというふうには思っております。以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○11番（安部俊三君） フットパスに関する2点目、再質問いたします。

総合計画の中の基本目標の1-2-3、フットパスオープンガーデンの推進の中に「フットパスによるまち歩きの推進」の説明が書かれていますが、各団体等との意見交換など定期的に行い、きめ細かな対応が求められると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） フットパス4年目に入っておりますけれども、まち歩きを楽しんでいただくためには、やはりコースの案内ガイドですとか安全誘導、フットパスをサポートして下さる方、それからおもてなしに携わる地域の方々、あるいは食事や休憩場所を提供していただく方、コースの開発に携わる方など、多くの方々や団体などの連携が欠かせないものと考えているところです。

昨年の仙台大学でありました全国フットパスの集いでも、仙台大学さんあるいは商工会、観光物産協会、農家レストラン、各地域の農産物直売所や加工所、それからおもてなしいただいた行政区など、地元町内会からの協力のほかに、しばた歴史観光ガイドの会、里山案内人会、ノルディックウォーキングサークル連絡会、フットパスサポーターの会、柴田町地域おこし協力隊など、多くの関係団体からご支援、ご協力をいただいております。

これから、フットパスを継続していくに当たりまして、その中でも特に、参加者と一緒に歩いていただくような、ガイドをしていただく団体との連携が必要と考えておりますので、それら団体との意見交換会を定期的に行って、町長答弁にありましたように、花のまち柴田の四季ごとの花との組み合わせなど、さまざまなアイデアを出していただきながら、フットパスによるまち歩きが、より楽しくなるように努めてまいりたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○11番（安部俊三君） 次に、農村空間の保全と里山景観の再生での1-4-2の中に、里山交流センターの設置が明示され、その開設について検討するとしていますが、どのような構想を持っているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 里山交流センターということで、これは仮称という形になるわけなんですけど、第6次総合計画の中で、議員おっしゃるとおり将来検討するということとしております。その役割としては、フットパスや里山ハイキング、これからあとサイクルツーリズムということで、いろいろ健康、運動に関することを含めて取り組んでいくわけなんですけど、その中継地点、休憩場所等として考える、そういった役割と、当然、里山地域固有の歴史文化を学んだり、今後、本格的に取り組んでいきたいと思っているんですけど、グリーンツーリズム、こちらを農業体験や食育体験、そういった体験を行う拠点として整備していきたいというイメージでございます。

現在、里山ビジネス振興事業という形で取り組んでいるわけなんですけど、里山を中心に活動している直売所や農産加工場、あとは若手起業家の皆様が集まって、里山の資源をいかに生か

して、持続可能で、これから将来とも継続していけるような里山ビジネスをいかにしてつくっていくかということについて、今、話し合いをしているわけなんです、里山交流センターの計画に当たっては、そちらでまとめた基本計画も含めて地域の方とお話し合いをしながら、里山の魅力をアピールできるような施設として検討していきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○11番（安部俊三君） それでは、次に3点目に関してです。

自然を生かしながらも、魅力あるコースの環境整備が課題として考えられます。特に、ハイキングコース、トイレの設置は急務ではないかと思われませんが、どう対処していくのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 里山ハイキングは6コース、今、整備しているわけなんです、公共施設とか寺院とか、そういったところの協力をいただいて、それぞれのコースに2カ所から5カ所ぐらいトイレと水が提供できるような形でコースを設定しているわけなんです、平成28年度に改定しましたガイドブックの地図の中には、それまでに地図の中にそういった情報が入ってなかったもので、そういったものを入れ込んだ形でガイドブックを整備しております。

そのほかにも、町なかであればコンビニとかそういうのも利用可能だと思うんですが、決してこの状態が、特に2カ所ぐらいしかないような場所というのは、スタート地点と、あと中間ぐらいですので、山の中に入った場合とか、そういったことも考えられますので、今現在の状況としては、決して多いとは思っておりません。

今後、里山案内人の会の皆様ともコース点検をしながら、こういった場所に協力いただけるような方を探せるか、そういったところを協議しながら進めていきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○11番（安部俊三君） 次に、4点目です。紹介しました東郷町では、町が100%出資した東郷町施設サービス株式会社が入りまして、保育所など関係施設の幼児期の運動指導に関し、研修などを通し共有が図られ、その運動の方法や成果などに対する評価まで行っています。本町では、各関係施設で工夫、検討がなされ、それぞれ幼児期の運動指導が行われていると思われませんが、施設間での指導の方法といった情報交換は、どのような状況となっているのでしょうか。

また、運動指導方法の向上のため、職員の研修の機会はどういったこととなっているのでしょうかお伺いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） まず、施設間での情報交換というようなことでございますけれども、保育所の関係でお話をさせていただきたいと思います。

まず、保育につきましても、先ほど町長も答弁しましたとおり、運動遊びにつきましても欠かせない柱ということで取り組んでいる状況でございます。そこで、保育所では、年齢別またクラス別における指導計画立案の際に、職員間で日々の活動を振り返りながら、運動遊びにつきまして情報交換を行っているところでございます。

また、施設間というようなことでありますれば、3保育所長が定期的に、月に1回定期的に集まっておりまして、保育内容や行事等につきまして打ち合わせを行っております。その際に、運動に関する指導方法などについても連携をして行っているところでございます。

また、職員の研修の機会というようことでございますけれども、平成31年度の事業計画としまして、町内の保育士で構成している保育士会というのがございます。また、仙南保育所連合会という組織もございます。そちらのほうでは、平成31年度につきまして講演会としまして、先ほど町長の答弁にもありました仙台大学体育学部子ども運動教育学科の先生によりまして「子どもが育つ集団づくり、運動遊びを通して」ということで講演会なんかを予定しているところでございます。そんな運動遊びをテーマとしまして、研修に力を入れていきたいということで、今、考えているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○11番（安部俊三君） 最後の質問になります。5点目に関してです。

先ほど町長から答弁がありましたけれども、総合体育館建設費の約2分の1補助金が見込まれる都市計画マスタープランと、立地適正化計画の採択に全力を尽くし、好結果を得ることを期待しております。

それで、採択された場合、現在示されている基本設計にプラスして武道場を追加して合築建設するという再考の余地は皆無なのでしょうか。お伺いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） 今後の動向により、さまざまなケースが出てくるとは思われますが、現時点では、総合体育館建設した後、船岡体育館を柔道や剣道のような武道を中心に利用の施設にする方向では、今、考えております。

○議長（高橋たい子君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 立地適正化計画、これはコンパクトプラスネットワークと、先ほど言い

ましたけれども、ある程度その都市政策が今後の日本の小さな都市のモデルケースになった場合に、そこに盛り込まれた施設について、また別な計画を立てて承認を得なければならないということで、3段階に段階を踏んでいかないといけないということですね。ですから、まずは柴田町の都市計画、やはり財政的な裏づけと連動した形で持っていないと、国のほうも、実際これやるのかと聞かれるわけですね。半分は自分たちで持たなければなりませんので。

ですから、補助金が2分の1しかつかないので、あとの2分の1は自前で出さなければなりませんので、そうすると将来の財政計画と連動させて、ある程度これは町としても実現できると、国のほうで判断したときに、改めて総合体育館を別な計画で認めるかどうかと、3段階に分かれておりますので、まずはマスタープランと全体計画を立てて、その次に立地適正化計画を、都市計画を立てて認められた上で、個別の施設について、またこれは交流施設として認めるかどうか、とにかく予算が限られておりますので、柴田町だけ、その中に、さっき言った総合体育館、武道館、図書館も入れて総額で何ぼになるんだ、50億円ぐらいになりますよね。すると2分の1で25億円、国が用意できるかということ、なかなか用意はできないというのが、私の行政経験でございます。

恐らく総合体育館も2分の1補助でありますけれども、よく文部科学省で言う上限打ち切りというような施策になるのではないかなというふうに思います。ただし、文部科学省のように、今の現在で言うと2億3,000万円しか来ないよりは、国土交通省に乗ったほうが、より補助金がつくというふうに捉えているとご理解をいただきたいと思います。

ですから、これから計画づくりに町民、それからスポーツ関係者、それからあの辺の地域のエリア、町民の意見を全部入れて、みんながこれが柴田町の新しいコンパクトシティだと、みんなが認めて一致団結していかないと、国のほうではあやふやな計画に2分の1補助金を出すわけですから、できませんよね。そのときに基本となるのが新栄通線の延長、これがないと新たな都市計画ができませんので、その辺も踏まえて議会とキャッチボールを進めながら、2年間にわたって構想をつくっていきたいというふうに思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。

○11番（安部俊三君） 終わります。

○議長（高橋たい子君） これにて11番安部俊三君の一般質問を終結いたします。

次に、3番安藤義憲君、質問席において質問してください。

〔3番 安藤義憲君 登壇〕

○3番（安藤義憲君） 3番安藤でございます。

虐待について問う。

新聞には連日、千葉県野田市の児童が虐待によって死亡した記事が載っています。痛ましく悲しい事件です。虐待による犠牲者の多くは幼児であり、小学校の低学年の子どもたちです。そして加害者は、犠牲となった子の父親であり母親です。平成30年に児童相談所に通告された児童虐待の件数が、全国で8万人を超えたとあります。宮城県警県民安全対策課の資料には、児童相談所に通告された児童数は、平成30年度暫定値で883件あります。その中身は、身体的虐待（暴行を加える、身体を拘束する）、性的虐待（わいせつな行為）、ネグレクト（無視をする、育児を放棄するなど）、心理的虐待（暴言による威圧的虐待等）及び経済的虐待（財産を不当に処分する、不当に財産上の利益を得る）で、児童虐待の総数は前年と比べ、158件もふえています。

また、虐待は幼児・児童だけでなく、障がい者、高齢者に対しても起きています。虐待は当人たちの問題だけでなく、経済的な問題、人間関係など、多岐にわたる条件が混在して起きるのではないかと推察します。

我が町での虐待の現状はどうなっているのか。危惧される事案はないのか。虐待をなくするにはどうするのか伺います。

- 1) 幼児虐待、児童・生徒への虐待について把握していますか。またその内容は。
 - 2) 障がい者虐待、高齢者虐待について把握していますか。またその内訳は。
 - 3) 虐待を受けたその子（人）に対し、どのような対応をし、また措置していますか。
 - 4) 町内の幼児施設、小中学校、障がい者施設、介護施設、高齢者施設等に対し、どのような対応をすべきか周知していますか。
 - 5) 「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設置について町の計画は。
- 以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 安藤義憲議員、虐待に関して5点ございました。随時お答えをいたします。

まず1点目、平成30年度の児童虐待の通告件数は51件となっており、そのうち町への通告が20件、児童相談所への通告が31件となっております。年齢別の内訳は、未就学児童27件、小学生15件、中学生以上が9件となっており、心理的虐待、身体的虐待が主な内容でございます。把握につきましては、子ども家庭課及び宮城県中央児童相談所、宮城県仙南保健福祉事務所が

相談、通告の窓口として対応しております。

2点目、障がい者の虐待についてですが、平成29年度は虐待と認められた件数はございませんでした。把握につきましては、福祉課及び仙南地域障がい者基幹相談支援センターが通報、相談の窓口として対応しております。

次に、高齢者の虐待についてですが、平成29年度は、虐待と認められた件数は7件で、身体的、心理的虐待が主な内容です。把握につきましては、2つの地域包括支援センターを窓口として、相談の対応をしております。

3点目、児童虐待につきましては、子ども家庭課に児童虐待通告があった場合には、子どもの安全確認を行うとともに、保護者への聞き取りや家庭に対する支援を行います。虐待ケースと判断した場合は、児童相談所へ報告、または相談を行い、必要な助言などを受け対応をしております。

その中で、親子分離が必要な場合や、社会診断等の専門的な知識が必要となる場合につきましては、児童福祉法第25条の7に基づき児童相談所への送致を行います。親子分離等の必要がない場合は、要保護児童対策地域協議会でケース登録し、子どもの所属機関や警察などの他の公的機関や地域の民生委員、児童委員等とも連携し対応しております。

障がい者虐待については、虐待の発生場所、年齢により被虐待者支援や適切な権限行使を行う者が異なりますので、在宅において養護者や保護者から虐待を受けた18歳以上の障がい者ということであれば、障害者虐待防止法に基づき、町と仙南地域障がい者基幹相談センターが通報や届け出を受け、対応方針を協議し、情報収集、訪問調査により虐待の事実確認を行うとともに、必要に応じて保護等の措置を行います。

高齢者虐待においては、高齢者虐待防止法及び老人福祉法に基づき、早期発見、早期対応の体制を設けています。町と地域包括支援センターが虐待通報に対し家庭訪問や関係者または介護サービス事業所などからの聞き取りを行い、虐待の事実関係を確認します。

また、養護者による高齢者虐待から被虐待者を保護する必要があると認める場合には、老人ホーム等に一時的に保護を行うための措置を講じます。

4点目、児童虐待に関しましては、町、教育委員会、児童相談所、保健福祉事務所、警察署、法務局、社会福祉協議会、医療機関、民生委員・児童委員などで構成する「町要保護児童対策地域協議会」におきまして、関係機関の代表者による「代表者会議」や実務担当者による「実務者会議」を通して、組織的な対応と連携のあり方について共通認識を図ることにしております。

また、それぞれのケースについては「個別ケース会議」を開催し、保育所や幼稚園、小中学校など子どもの所属機関と関係機関が連携し、情報と支援方針などを共有しながら、子どもの見守りや家庭に対する面接など必要な支援を行っております。なお、個別ケース会議につきましては、平成30年度、14回開催しております。

次に、町内の障がい者福祉施設、介護施設及び高齢者施設についてであります。施設従業者等による虐待については、事業所の指定機関である宮城県が、厚生労働省の作成した「虐待の防止と対応の手引き」に基づき、虐待防止のための具体的な環境整備や、虐待事案があった場合の対応の指導をしております。手引は更新されることもあるので、県のホームページから定期的にダウンロードするよう、各施設に通知がなされております。また、県においては、毎年施設従業者等による虐待の状況と、虐待があった場合の対応状況をホームページで公開しております。なお、町が指定する町内のグループホームにおいては、町が事実確認等を行い、施設の指導、監督を行います。

5点目、平成28年6月に児童福祉法等の一部を改正する法律が施行され、市町村は児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な支援を行うための拠点の整備に努めることとするとされました。また、平成30年12月18日に策定された「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」において、2022年度末までに全ての市町村で、子ども家庭総合支援拠点を整備する方針が示されております。拠点を整備するに当たっては、柴田町の児童人口規模から、保健師や保育士等の子ども家庭支援員が2名必要であることや、プライバシーに配慮した相談室の設置など、基準を設けておりますので、国で求める2022年度末までに整備するよう準備を進めてまいります。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 安藤義憲君、再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） 今の町長の答弁の中で、51件の虐待と思われる数があったということで、とても大きい件数だと思います。身体的虐待とか心理的虐待というのは、体に、そしてその子の心に傷をつける許されない行為でもありますがけれども、それに対応しての町の対応、そしてそれから児童相談所へ、警察へというふうな流れで、言ってみれば、もう犯罪であるということであろうと思います。

この児童相談所が相談件数を把握しているというやつが、平成28年に812件で、翌平成29年が727件となって、若干減ってはいるんですけども、この数字がずっと長く続いて、平成22年が577件、そして470件というふうに数字がいつて、29年が727件というふうにして、総体的に89.5%の件数に至っているというふうなことで、それでも数としては相当の数が虐待を受け

ているということになり、そして児童相談所が通告を受け、対応しているという状況だと思えます。

それで、虐待を認知したというか、わかったというのは、どういう方法で認知されたのか、それを一つ教えていただきたいと思えます。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） まず、児童の虐待に関しましては、虐待を疑われる場合は、窓口に対して通告しなければならないというふうなことで、国民の義務というようなことで、児童福祉法の25条には規定をされております。それで、その窓口となりますのが市町村、それから先ほど町長が答弁しましたとおり市町村、宮城県児童相談所それから福祉事務所というふうなことであります。

そちらのほうで、まずは認知が広まったと、国民の中に広まったというふうなことで、通告件数が徐々に疑われるものについても全て通告されるというふうなことでふえてきているのかなという思いがございます。

それから、まずその通告があった中で、今度は例えば町の場合でありますれば緊急受理会議というふうなことで、要保護児童対策地域協議会の中の調整機関というふうなことで、その受理会議を開きまして、そこで情報を収集します。その中で、その危険性がどうなのかというふうなことの、まずは子どもの安全の確認をします。児童福祉施設のほうに、例えば保育所なり放課後児童クラブなり、それから小学校なりということで、そういったところに所属していれば、そういったところで安全確認できます。それから、家庭のほうで、自分の自宅のほうでいる場合につきましては、自宅訪問なりをしまして安全確認というふうなことをさせていただきます。その時点で、危険性がどうなのかというふうなことで判断をさせていただいて、そこで危険性があるというふうなことであれば、直ちにその介入というふうなことの方向に入っていくと流れになっております。以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） 今の、疑いがあるというふうな通知がなければ、町のほうでは関知することができないということと理解せざるを得ないんですけれども、そうなんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） まずは、疑いがあるというふうなことで通告を受けると。それが1番になります。それから、当然町の施設等についても、そういった疑いがあるというふうなことであれば、その時点で判断をして、子ども家庭課調整機関のほうに通告をするという

ような流れになります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） 例えば、ネグレクト、なかったようでございますけれども、育児放棄があったとする。これは、小学校であれ、施設であれ、そういうふうな子どもが、育児放棄を受けた子どもが、そのまま学校に、施設に通うとなってくると、心配し過ぎかもしれませんが、もしかしたら虐待が施設の中でのいじめにつながってくるのではないかという思いがないわけではないんです。何日も何日も服を変えることなく、毎日同じ服を着て学校に通う、施設に通う。そうすると、いわゆる子ども、言葉によるいじめというものが相当発生する可能性があるのではないかなと思っているんですけれども、学校側として、こういうネグレクトをもとにというふうな感じでの虐待のことは把握しておりますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 小学校においては、やはり議員さんがおっしゃられたように、服が毎日同じだと。場合によっては、ちょっとお風呂に入っていないような体臭がするというようなことを、先生方がまず確認をしております。そういうことで、児童と話をするなり、そういうことで、学校のほうでお母さん、お父さんからネグレクト的な扱いを受けているという場合には、学校から子ども家庭課のほうに通報するという場合もございます。

あとは、養護教諭の先生からすれば、例えば虫歯等、学校の検診で見つかって、結構な数が見つかった子どもが歯医者に行っていないという、そういう場合でも、やはり家庭を心配をして家庭のほうに連絡をするということで、そういう虐待が疑われる事案に関しては、学校のほうも目配りをしながら、場合によっては子ども家庭課に通報し、ケース会議を開くというふうな形で対応させていただいています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） 障がい者の虐待については、なかったというふうな話だったと思います。実際的には、平成29年度、厚労省の発表によるものでございますけれども、平成29年度使用者による障がい者虐待の状況ということで、いわゆる虐待が認められた施設が597施設あったと。障がい者の数が1,308人だったと。そのうち1,308人のうち1,162人が経済的虐待で、83.5%の率で障がい者の虐待があったというふうに報告されているんですけれども、子どもたちより、経済的虐待というのは、こういう障がい者を在宅介護している家庭、あるいは高齢者福祉施設等々でのことが大きいのではないかなと思っております。施設ではないけれども、在宅介護をしている、それらの家、家庭においては、こういうふうなことは確認はされてないでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） まず障がい者の経済的虐待への判定ですね。今、おっしゃられたとおり、同居している家族に対する障害年金等の略取というものが考えられるわけですが、実際には、共同生活、親子間での一緒に生活をしているわけですから、生活費を親御さんに渡すと、かかる分については本人が合意の上で出しているものという扱いになります。そうした場合には、それは虐待にはつながらない。それ以上のものをとった場合については虐待になるのかということで、経済的虐待というものがわかるわけなんですけど、実際に当事者のほうから、そういった形で年金を親御さんに全部持っていかれて、自分の思いどおりに使えなくて困っているんだというふうな形で相談があるかというのと、そういった具体的な相談は、今のところ、町のほうには入ってきておりません。

ただ、今言ったように、金銭の問題ですので、知的障がい者の方とかという場合においては、なかなか思いどおりにというふうな範疇もいろいろありますので、資産を管理するというふうな養護者の立場からすれば、ちょっとそれは虐待につながらないのではないかと判断をするものも多々あるかと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） 虐待の中でも、障がい者の家庭ということで、今年1月30日、県庁において宮城県子ども虐待対策協議会が開催され、その会議に参加してまいりましたが、その資料の中に、親が障がい者で子どもが病気持ちの子どもということでの資料が入っておりました。このケースが、障がいを持つ母が病気がちな子どもに虐待をしたということでございますけれども、そのケースが載っていたんですが、町内にもそういうふうな親あるいは保護者が、障がい者であり、別にこの例にならずとも、子どもがいると。そして虐待には至らないけれども、そういうふうな家庭が町内にも何件かの家があるというふうなことを把握していると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） この場合は、障がい者虐待ではなくて、障がい者のほうが加害者になるというパターンのもになります。ちょっと虐待事例とは違いますので、困難事例という形で、こういった家庭があることは把握しております。実際に相談を受けて、障がい者である親御さんのほうに対して説得を試みるとか、または、今回息子さんという話でいけば、息子さんのほうにどのように対処したらいいのかという形で相談を受けている事例もあります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） 虐待をされている子どもが、親から暴力を受けているというふうな子どもが、これは経験なんですけれども、施設に来たときに、先生がその子どもの体を見て、体に青いあざがついていたり、けがをしていたりというときに「どうしたの何々ちゃん、これどうしたの」と聞くと「うん、転んだの」とか「何にぶつかったの」とかと言って、親をかばってしまうんですね。やはり子どもとしては、虐待を受けていながらも、やはり親なんです。親を一番に大事に受けとめているのが子どもなんだろうと思います。

その親もまた、子どもをいじめているというか、虐待をしているという意識がない。新聞なんかでは、しつけの一環としてやったとかというふうな言葉で言いあらわされますけれども、こういうふうな事案、それぞれ教育委員会なり子ども家庭課なり、福祉課なり、指導している件数とかあったら教えてください。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） 現在、指導している件数まではちょっと把握してはいないんですけれども、やはり、そういった事例というのはございます。それで、やはり保育士なりが、そのときにどういった判断をするかというのが、一つ大切になるのかなと思います。やはりそういったときは、疑いがあるときは、やはりそういった形で、子ども家庭課として連絡を受けて、そこに介入していくというような形が一番ベストなのかなということで考えているところではございます。

○議長（高橋たい子君） 福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 障がい施設、また高齢者施設のほうについては、虐待らしきそういった行動、あざとかそういうのが見受けられた場合については、まず経過観察を指示しております。それが一過性のものなのか、継続性があったものなのかというふうなところで注意を払うということで、その後、それがまた起こるとか回数が重なっているようなものであれば、虐待というふうなことの会議を開いて、家庭状況等を情報共有しながら、今後の経過観察、対応について検討するという流れになっております。数字的なところで把握しているところは、申しわけございません、ありません。

○議長（高橋たい子君） 教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 学校においても、やはり子どものあざ、傷、そういうことは先生方が常時注意深く確認をしている状況です。子どもが否定した場合であったとしても、やはり虐待が疑われる事例ということで、学校では把握をし、やはり同じように経過観察をしながら、それが虐待ではないかという疑いのある場合には、子ども家庭課と連携し、家庭に対応してい

くということで、対処させていただいています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） 先月、学校から児童生徒に対してもだったのかな、虐待を聞いたことがありますかというアンケートを受けました。それは、当然教育委員会としても把握していると思うんですけども、その結果、わかれば教えてください。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） アンケートに関して、施設のほうにされたということですか。

○3番（安藤義憲君） それは、私個人でございましたが、孫が学校から持ってきた、渡されたという話でございます。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 千葉の野田市の事件を受けて、学校で把握している虐待以外に、やはり現時点において虐待がうかがわれる事例がないかということで、緊急的に学校で調査をしていただきました。それによっては、新たな虐待という件数は出てはきておりません。もともと学校等で把握している方以外でということで確認をさせていただきましたが、野田市の事件を受けて緊急的に行った、把握をするということでのアンケートでしたが、新規にということでは今回ありませんでした。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） この虐待なんですけれども、こういう言葉があるのかなとは思いますが、虐待をする親側のほう、する側のほうですけれども、周りの目を気にしながら、虐待がなかったようにしているというと語弊があるかな、もしかしたら隠しているのではないかと、そういうふうなのは把握することも難しいんだろうと思いますけれども、隠れ虐待みたいなもの、そういうのはいかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 虐待については、児童については、子どもに対して先ほど言ったように、実際には親からはたかれたり、たたかれたりということなんですけど、実際には、子どもには転んだと言い含めるという事例は、経験しております。実際、お子さんからお話を聞いたことも、私の経験上ありますし、高齢者の方、それから障がい者の方においても、身体的虐待については、虐待者のほうが表に出さないように、出さないようにするので、その被虐待者については、何かかんか言いくるめられたり、または表に出さないようにということで圧力をかける、心理的虐待につながることをするというのが一般的だと思います。

- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 3番（安藤義憲君） 先ほど申しました1月30日、県庁において宮城県子ども虐待対策協議会の研修会がありました。この会議の中に、子ども家庭課からも参加されたようでありまして、この参加の狙いとか感想をひとつ教えていただきたいと思います。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（水戸浩幸君） 子ども家庭課のほうから職員2名を、今回そういった虐待の関係だというようなことで出席をさせております。そちらのほうでは、今回、先ほど町長の答弁にもありましたように、市区町村子ども家庭総合支援拠点、町に対しては、こちらのほうの説明が重点的な内容というようなことで、今後、2022年度までに設置しなければならないよというようなことで、そちらのお話がメインというようなことで、議員さんが出席された前の段階の会議と、その後の会議というようなことで、2段階で構成されておまして、町のほうが参加したのは後段というようなことで、今、お話ししたような内容がメインというようなことで、そちらの整備に向けては、順次準備を進めていかなければならないのかなというところで捉えているところでございます。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 3番（安藤義憲君） 実は私、この会議、午前中から参加していたんですけども、それにこの虐待の件数とか、児童相談所からの話とか、いろいろと聞いてきたわけでありまして。そして、今おっしゃったような市区町村子ども家庭総合支援拠点、この件についての話が後半の会議の中身だったんですけども、それにいろいろとコーディネーターと言いましょうか、先人の話を聞きながらということで、子ども家庭総合支援拠点、それにならうのか、多賀城市のほうで児童虐待防止対策に係る取り組みについてというやつ、こういう資料があったんですけども、福祉課のほうでも、子ども家庭課でも持っていますか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（水戸浩幸君） そういった資料につきましては、子ども家庭課職員が出席した会議のほうでは提供されておられません。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 3番（安藤義憲君） 中身なんかを見ますと、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置というふうなことで、結構参考になるのがあるわけでございますので、これをもとにして町として計画を立てられたらいいのではないかなと思います。
- それで、とにかく子どもたちにとって障がい者、高齢者に寄り添った対応をしていけば、悲

惨な事件は起きなかったと。新聞のコラムには、救える命がまた失われたということで、あの記事を、事件の後の事後の新聞記事なんかを読むと、本当にこれでよかったんだろうかというふうな思いがするわけです。1つには、環境が改善されたとして、児相から家庭に戻した。あるいは保護を解除して学校に行ったけれども、学校のほうでもその事後の対策を怠ったと。病院に連絡があったにもかかわらず、病院のほうでの児相に一切対応しなかったなど、このコラムの内容としては、児童相談所が、学校が、きちんと対応していれば、こういう悲惨なことにはならなかったというのが、そのコラムの中身でございます。

親の裏切り、学校の裏切り、児相の裏切りなどというふうな言葉で、これがきちんと対応されていれば、心愛ちゃんも亡くなることはなかったんだろうというようなコラムでございました。いかが思いましょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） まず、去年の3月2日の目黒区の事案、それからことし1月の千葉県野田市の事案というようなことで、本当に痛ましい事案だなということで捉えております。

さらに、目黒区の事案につきましては、子どものメモなんかも残されておまして、なぜ救えなかったんだろうかというようなことで、私自身もそう思いますし、携わっている人間としては、そういったことがないように、これから仕事をしていかなければいけないということで、改めて考えているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 今回も、学校の現場においても、やはり虐待が疑われる事案があった場合、また虐待があった場合であっても、担任のみで対応する、または先生一人が対応するというのではなく、学校も組織として対応する、それから学校においては、やはり理由がなく学校を休んでいる、7日以上休んでいるというような児童生徒がいる場合には、まずは児童生徒の安否を必ず確認をするということで、今後、こういう形で対応していきたいと思っております。

なおかつ、やはり学校だけで対応ということではなく、学校それから子ども家庭課、それから要保護児童地域対策協議会ということで、こういう組織的な対応をしていくことが児童生徒の安全を守る上では一番大切なのかと思いますので、情報の連携ということも、今後とも密にしていきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。安藤議員、簡潔に質問されるようお願いいたし

ます。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） 済みません、もう一度。

○議長（高橋たい子君） 質問を簡潔にさせていただくようにお願いします。

○3番（安藤義憲君） では、最後の質問とさせていただきます。

「おかあさん」という詩がございます。

「おかあさんは どこでもふわふわ ほっぺはふによふによ ふくらはぎはぼよぼよ 太ももはぼよん うではもちもち おなかは小人さんがトランポリンをしたら とおくへとんでいくくらいはずんでいる おかあさんは とってもやわらかい ぼくがさわったら あたたかい 気持ちいいベッドになってくれる」

この詩なんですけれども、実は平成19年の晩翠わかば賞という、仙台市で行っている詩のイベントなんですけれども、この詩を書いたのが小学4年生の子どもで、母親に絞殺されました。そういうふうな、親を思うそういう気持ちが、詩の中にあらわれているんだけど、親に殺されてしまうという、とても痛ましいことでございます。

子どもに寄り添う、親に寄り添う、そういうふうな気持ちが大切なのではないかなと思いますけれども、国においても、虐待による死亡事案を重く受けとめて、児童虐待防止法に向けた法改正に取り組むべく考えています。当町においても、このような事案ができないように、種々答弁いただきましたけれども、子ども家庭課であれ、教育委員会であれ、福祉課であれ、このいただいた答弁を実行されるようお願いしまして終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（高橋たい子君） これにて3番安藤義憲君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

11時10分、再開いたします。

午前10時54分 休 憩

午前11時10分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

13番広沢真君、質問席において質問してください。

〔13番 広沢 真君 登壇〕

○13番（広沢 真君） 13番広沢真です。大綱1問伺います。

買い物難民対策と町づくりの方向性をどう考えるか。

この2月から、みやぎ生協が我が町で移動販売車の運行を始めています。みやぎ生協の担当者に話を聞く機会がありましたが、生協としても赤字覚悟ではあるが、地域の需要があるならばと試行してみたというお話でした。船岡西、西船迫、土手内、入間田など数カ所で実施しているそうですが、その後の売り上げ実績は好調のようであります。当然、初めての試みで物珍しさもあるでしょうが、移動販売に対する需要があるということが実証されているというふうに思います。販売場所も、これからの要望次第で選定するとしていますので、今後の展開も考えると、町としても連携をどのようにしていくのかが問われると思います。そこで伺います。

1) 現状でどのように連携しているか。

2) 買い物難民対策が必要な地域は、どこを考えているか。

3) 移動販売がふえた場合、町内商店への影響をどう考えるか。

4) 国が進めるとしている10月からの消費税10%への引き上げについて、町内商工業への影響が懸念されます。買い物難民対策と町内の商店業者が共存できるような施策を考える必要があるのではないか。

以上、伺います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 広沢真議員、買い物難民で4点ほどございました。

1点目、みやぎ生協とは、柴田町社会福祉協議会がフードバンクを通してつながりがありましたので、昨年の社会福祉協議会の福祉まつりで移動販売車の展示を行い、あわせて商品の販売を行いました。その後、町で委嘱している生活支援コーディネーターが、みやぎ生協の担当者と昨年より移動販売に向けての意見交換を行いました。今回のみやぎ生協による移動販売の実施に当たっては、生活支援コーディネーターがみやぎ生協の担当者と同行し、現地確認を行うとともに、幾つかの行政区に対する声かけや地区の民生児童委員に情報提供を兼ねたチラシの配布を事前に行っております。今後も、移動販売の地域の選定等に当たっては、生活支援コーディネーターを中心に、みやぎ生協と連携や協力を行ってまいります。

2点目、平成28年度に公表された農林水産省の調査では、食料品の買い物をする際に感じる不便や苦勞として「買い物を手伝ってくれる人がいない」「足腰など身体に負担が大きい」などの回答もございました。本町においても、ひとり暮らし高齢者が多い地域、あるいは高齢化率の高い地域のほかに、高齢に伴い行動範囲が狭くなることを考慮した場合、住んでいる地域

の坂道の有無や、生鮮食料品を取り扱う店舗が近くにないなど、買い物の往復や要する時間に不便や苦勞がある地域に対策が必要と考えております。

これらのことから、現在、移動販売が行われている船岡根形地区や土手内地区、槻木葛岡地区等が、このような条件に該当する地域と思われま。

3点目、高齢化社会の到来により買い物弱者が増加する中、民間業者においても徐々に移動販売の取り組みが始まっております。以前に、柴田町内で農協が移動販売を行っていましたが、車両の更新ができないという理由で廃止した経緯もありました。みやぎ生協の担当者の話では、移動販売の採算ラインは1日4万3,000円と試算しているようで、当面は毎週水曜日と土曜日の週2回の運行であることや、現在、町内には生鮮食料品を販売する商店もほとんどないことから、現時点で町内の商店への影響はないものと考えております。

4点目、高齢者の増加により、移動販売の需要が今後ますます高まると予想される中、町は商工会や地元商店業者と一緒に、買い物弱者対策とあわせた対応を図っていかねばならないと考えております。本年10月に消費税増税を控え、日用品などの駆け込み需要の拡大が予想され、10月以降はしばらく消費の落ち込みが心配されますので、その対策も必要です。

国の消費税対策では、主に飲食料品を対象に軽減税率制度やキャッシュレス、消費者還元事業の導入、そして低所得者世帯と子育て世帯への支援策として、プレミアムつき商品券の販売などを予定しておりますが、まずは商店街や各商店自身が魅力の向上を図りながら、新規顧客の確保に取り組む必要がございます。

町としては、商工会や関係機関と連携し、マルシェやスタンプラリー、まちゼミ、まち中イルミネーション事業など、さまざまなイベントを展開しながら、交流人口の絶対数や商店街への周遊をふやすことで、商店街の活性化に結びつけていきたいと考えております。さらに現在、創業支援を積極的に推進し、新たな店舗の出店を支援していますが、これからは、買い物弱者対策も視野に入れた創業支援も行っていきたいと思っております。

なお、買い物弱者と地元商店とが共存できる施策については、移動販売の進捗を注視しながら、状況に応じた対策を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 広沢真君、再質問ありますか。どうぞ。

○13番（広沢 真君） 以前、一般質問で何度か移動販売車の問題を取り上げて、私の前提は、町内の業者さんにやってもらおうという話でしたが、その当時でも、採算をとるのに難しいということでのご答弁でしたが、今回、たまたまみやぎ生協が、石巻市での仮設住宅や復興公営

住宅での移動販売車のノウハウを生かしてやってくれたということで、非常に渡りに船の状況があつて、大変喜んでるところです。

その点で、柴田町も、今、町長のご答弁の中で上げられた部分、例えば私の住んでいる3区行政区、船岡西、根形地域というのは傾斜地が多くて、しかも高齢化が進んでいるという地域ではありますが、それ以外にも、やはり町の中でも買い物難民がふえていくというふうに思うんですが、例えば西住の地域でありますとか、場合によっては船岡西二丁目の隣の船岡西一丁目、ここも役場からこちら側には商店がありませんし、買い物に行く、奥の人だとかなり歩いてイトーチェーンまで行かなくてはならないということで、町の中でも買い物難民が発生するというふうに思っているんですが、その点で、現状で、先ほどのお答えはありましたが、今後必要となる地域を改めて伺いたいんですが、買い物難民対策、移動販売をこれから要望したいなと思える地域というのは、どこがあると考えておられるでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 高齢者の方が買い物に歩いて出られる時間、片道でありますが大体歩いて15分と言われております。また、距離にして500メートルのうちにスーパーなどが無い地域というふうに考えていただくといいと思いますし、先ほど町長が答弁したように、坂道の有無なんかもあるかと思えます。

そういうことを鑑みますと、柴田町においては、もちろん集落のほうの行政区、山寄りの行政区なんかの対象もあるかと思えます。また、町なかにおいては船岡西地区なんかも、旧商店街、駅前商店街のほうにそういった販売所がなくなっておりますので、セブンイレブンまで来るにしても、それなりの距離があるところについては該当するのかなと。あと、近くでスーパーとかがあるところはいいかと思えますので、あと槻木のサニータウンなんかも、そういったところでは今後該当する部分になってくるのかなというふうに考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（広沢 真君） それで、例えば町のつかんでいる買い物難民が発生している、あるいは発生しそうと予想される地域について、例えば連携して、そこにも移動販売車に走ってもらうような要求、要望を伝えるような定期的な連携というのは現在で検討されている、あるいは実施されているということはあるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 町の福祉課と直接、今は行ってはおりませんが、先ほど町長答弁で申し上げたとおり、生活支援コーディネーターが、今回の柴田町において移動販売をする際に

相談をされております。そのことによって、どこの地域でやったほうが一番効率的か、また、先ほど買い物難民というふうなところで、平成25年に広沢議員のほうから質問があったとおり、高齢者の福祉の立場から、どうしてもそういったことが念頭にあったものですから、そういったところで福祉まつりとか、そういったところの情報提供を踏まえて連携をしております。

それで、実際に販売に際しては、行政区長さん、それから民生委員さんなんか、こういうことでお試し販売をいたしますということで、チラシを配ったりして、実際にそういうところに行っても、いつ何時にどういうものが来るかわからなければ、人も集まってきませんので、事前に情報を提供いたしまして、どういう反応になるかということでコーディネーターが付き添いながら、第1回目の販売に携わったということがあります。

それから、今後については、福祉課も交えまして担当者と、どういった地域が一番また効率的に回れるのか、また、少ないところと、どうしても販売している車が軽トラックなので、1回に運べる量が少ないということで、そのルートの決め方も大変困っていたようですので、今後、細かい協議を福祉課を交えて進めていきたいと考えているところです。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（広沢 真君） 社会福祉協議会の生活支援コーディネーターの方は、私も面識がありますが、その点で、あの方が中心になってやったというのは、なかなか想像つくんですが、その意味で、最初に手を上げたところも非常に炯眼だったなというふうに思います。

その際、町の要求、要望、あるいは町民から上がってきた要望が伝えられる体制があるのであれば、それはかなりありがたいなというふうに思っています。その点では、こちらからの要求、要望だけではなく、みやぎ生協も被災地支援の移動販売などでのノウハウの蓄積もかなりあると思いますので、その部分もみやぎ生協の側からの提案、アイデアなどもぜひ積極的に受け入れてもらって、場合によっては、石巻市では中型の販売車を2台運用したという実績もありますから、そういうことで売り上げが伸びるのであれば、柴田町でも中型の車両を導入してもらいながらの要求を伝えるような形でやっていただければなというふうに思います。

それで、ただスタートは好調です。聞いても、採算ラインが4万3,000円ぐらいで、それを超える売り上げが出ているので、あとみやぎ生協の体制も再任用の職員の方に担っていただくとか、そういう形で運用コストを下げる努力もされた中での運用ということは聞いていますので、その点で、現状で採算がとれているということはありません。

ただ、同時に、初めて来たことによって、物珍しさから買い物をしているという方もいらっしゃるし、今後定着していく中で、どのような推移をしていくのかというのを見守る必要

があるというふうに思っています。

ただその意味で、例えば採算ラインが確保できないといった場合、生活協同組合であっても営業利益を出さない事業を長期間続けていくというのは、なかなか困難もあるというふうに思っていますので、そういった事態に陥った場合に、ただ、町としてあるいは地域としては移動販売車を今後とも継続していただきたいというふうなときに、どういう働きかけ、あるいはかかわり方をしていくのかという、想定した考えですけれども、そのあたりを伺いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） まず、規定のコースについての再検討をしていただくという形になるかと思えます。まず、今は物珍しさというふうな意見がありましたが、その域ではないのかと思えます。昔からこういった移動販売車は多くあって、農協でもやっておりました。農協のほうについては、たまたま車の更新というふうな大きな課題と、合併という問題があった中で、この移動販売のことをやめたという形であります。

それから、個人で昔、トラックでルートで販売していた方もおりますし、その方も高齢になっておやめになったという経過から、担い手がいなかったということを知っていましたので、そうすると、商業形成的にはやはり商売になるのだと思います。ですから、やはり集落で1カ所に行って1人しかお客さんがいないようなところばかり回っていれば、それは売り上げにはなりませんので、ただ、今、最初に言った候補地になるようなところというふうなのは、住宅密集地で考えられない買い物難民というふうな地域でございます。ですから、そういったところをしっかりとルート販売の中に乗せて活動していただければ、決して赤字になるようなことはないのかなと。

この間、実際に営業の話を書きましたところ、船岡西とか人口がある程度集中しているところだけ行ってしまうと、半分でもう全部売り上げになってしまうということでした。ですから逆に、集落の人数が少なかったほうの地域を回っていかないと、軽トラックが空になってしまうということで、最後のほうに行ったところには品物がなくなってしまうというぐらいの売り上げがあるということでございます。

ですから、余り心配なくていいのかなというふうなところもありますので、今後、協議をしていって、そういったところを改めて新しいコースを協議しながら決めていけば、そういったことはないのかなというふうに考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（広沢 真君） その点では、私の地元である船岡西3区行政区でも、移動販売車、最初は2カ所だったのが走っていると要望が出て3区集会所のわきでもやってほしいということで、急遽とめて販売を始めたら、そこにもわらわらと人が集まってきて、かなりの買い物をしている、かごいっぱいを買っている人たちもいたので、タイミングによっては商品が売り切れてしまうということもあります。その点では、私もそれほど悲観しているわけではなく、需要は必ずあって、これからのまちづくりにも必須なことだというふうに思いますので、その点では、適宜情報交換をしながら、ニーズを踏まえながら、ぜひ進めていただきたいなというふうに思います。

その移動販売をこれからも続けてもらいながらも、やはり町の中をどう考えるかというのは、特にことし10月の消費税を考へても重大な課題になってきているというふうに思います。

そういう町なかで大きな移動販売に対する買い物難民になりかねない人たちのニーズがあるのと同時に、ただ柴田町に商業的に進出してくる大型店舗も、またことしも来ています。そういう形で来ているんですが、お互いに過当競争というか、お互いに業者同士が競合し合っている状況もあって、実際の既存の、例えば生活の必須のお店になっているところなどに影響が出てくる可能性もあると思います。地元中心のスーパーであるとかが、大手チェーン店が進出してきたことによって影響を受けるというようなこともあり得ると思います。それこそ、地域密着型の地元型スーパーがなくなることによって、新たな買い物難民地域が発生しかねないという状況も起こり得る可能性はあるというふうに思うんですが、そのあたりの動向をどのように考えておられるでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 私も仕事柄、地元スーパーの経営者の方といろいろお話をする機会があります。そんなときに、やはり今、広沢議員が言ったとおり、大型スーパー、これからも入ってくる中で、どういった対応をしていくんですかという話も聞くことがあるんですけども、やはり、今まで地元で愛されてきていた方々を大事にしながら、やはりこれからも地元の方に愛されるようなスーパーを継続してやっていくと。さらに、やはり同じことをやっていたのでは負けてしまうので、特徴を持った、特徴を出しながら、そういったものは具体的に、これからまだ見えないというところもあるんですけども、そういったものを出しながら、売りにしながらやっていくんだという話も聞いておりますので、そういったところを町のほうで、全面的にということではできないと思いますが、側面的に、もし支援できるような部分があれば支援していきたいなというふうには思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（広沢 真君） 当然、新たに大手の業者が入ってくる際には、マーケティング調査なんかもやるんでしょうけれども、柴田町で、今言ったように移動販売車が好評で受け入れられる土壌があるほどの買い物難民地域がふえている、その現状の中で、マーケティング調査で、その人たちを除いても売り上げが上がるというふうに考えているんでしょうか。その辺の対話なんていうのはされているんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） これから進出しようとしているスーパーの方とは、まだ今のところ話はしておりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（広沢 真君） それで、そういうスーパー同士の争いが、言い方は悪いですけども争いというふうに言いますけれども、があった中で、そうすると、今、例えば頑張っている個人商店なんかにも大きく影響が出てくるというふうに思います。例えば、その銀座通り商店街を考えても、数は少なくなりましたが、頑張っておられる商店、肉屋さんだったり薬屋さんだったりがありますが、そういった商店のことを考えると、やはり大手のスーパーであったり、槻木でドラッグストアができたというようにもあって、船岡の銀座通り商店街だけではなく、槻木の駅前通りの商店街であるとか、そういう、今頑張っている商店の方々にも大きな影響があるのではないかとこのように考えるんですが、そのあたりをどういうふうに分析されているでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 今、広沢議員が言ったお店、今でも頑張っている惣菜屋さんですとか、薬屋さんの話なんですけれども、やはり特徴を持って地域に愛されているお店を目指していると。さらに、そこならでは、そこに行かないと買えないようなおいしいコロッケがあったりとか、そういったものを売りに、商売を続けているのかなと思っております。また、その地域の方々も、そういったお店を大切にしたいということで、買い物を継続して行っていると。やはりそういう、消費者の方もそういった目で地元からそういうお店をなくしたくないというような思いがあれば、そこに行って買い物をしてもらえるのかなというふうに見ております。ですから、商売頑張っている方もそうなんですけれども、やはりその地域に住んでいる方々も、やはり地元の商店をなくさないような意識づけというのものも、これから大事になってくるのかなと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（広沢 真君） そういう意味では、今、現状で残って頑張っているお店の方々というのは、何らかの特徴を持った、地元に着して固定したお客さんを持っているお店が生き残っているということだと思います。

ただ、現状で言えば、全体の町長がお考えのまちづくりの考え方もありますが、今度の新しく進出してくる大型店も、結局、大沼通り線のわきになりますし、それこそ、これまで町の中心部と考えられて、買い物客が訪れていたところが、一層、ベクトル的にはそちらに向かっていくと。槻木もドラッグストアと言ってもさまざまなものが行っている新しい店舗ができたことで、またそこにお客さんのベクトルが向いていくということで、ますます、これまで中心部と言われていたところが空洞化する、あるいは人通りが少なくなるということが考えられるんですが、その意味で、町の賑わいを維持する、取り戻すといった場合の考え方をどのように考えておられるか、その部分も含めて伺いたいと思うんですが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 町としては、やはり商工会とか関係機関と連携しながら、とりあえず今、船岡地区で言えば船岡城址公園でさまざまな花のイベントを行っておりますけれども、やはりまだまだ観光客、絶対数が少ないと思われまます。ですから、そういった観光客、交流人口をまずふやすことによって、町なかをめぐってもらう、周遊してもらおうというスタンスで、これからも事業を進めていきたいと思ひます。またその中で、商工会のほうでは、今、イベントにあわせて、桜まつりですと、船岡駅でうまいものマルシェですか、あとスタンプラリーなんかも桜まつりにあわせて開催するようにもなっておりますし、また、冬のイベントにあわせて、町なかイルミネーション事業、そして花マルシェ、そういったイベントもやはり開催することによって、町なかに何とかにぎわいをつくらうということで、今、商工会とも連携しながらイベントを組んでおります。そういったことで、最終的には商店街の周遊をふやすことが商店街の活性化に最終的には結びついていくものだというふうにつけております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（広沢 真君） それで、現状のあるお店を守るのと同時に、言つて見れば、今、町なかを周遊する際に受け入れるための業者さんとかお店が、数がないということが現状であると思ひます。その意味で、今後のことをどう考えていくかなんですが、今回の議会の一般質問でも、町長とのやりとりの中で、ほかの議員さんが、お客さんが先かお店が先かという議論はされているというふうに思ひます。それがお客さんがふえると同時にお店もふえていくという

うまい循環の仕方があれば一番いいわけですが、当然、今あるお店を活用していくというのは、私は当然必要だというふうに思っていますし、頑張っているお店はもっともっと頑張ってもらいたいというふうに思っています。

その中でも、やはり今、昔あった商店街が一つ欠け、二つ欠けで商店街として成り立たなくなっているという現状の中で、その中で周遊をしてもらい、新たな魅力をつくり出すという点では、新たなお店も出してもらいたいという取り組みも必要だというふうに思います。

先ほどの最初の町長のご答弁の中にも、起業支援を行っているというふうなこともありますが、私もその意味で、何とか町の経済が動いて、しかも観光客も、それから老若男女の町民の皆さんも気軽に足を運べる商店街があればいいというふうに思って、いろいろと考えをめぐらせているわけです。そういう意味では、よく商工観光課のところにご意見を伺いに行ったりとかいうこともありまして、最近では、しばたの未来株式会社に行って、いろいろな人の出入りもありますから、いるといろいろな人のお話も聞けますので、情報発信をしている方々のご意見を聞いてくるという機会も、最近非常に多くなってきているんですが、その中で、私自身キーワードとして聞いているのは、商工観光課長も言っておられますし、しばたの未来株式会社で聞いたのも、要するに、これからのまちづくりを考える上で、柴田では既存のお店を守ることも重要だけれども、新たに若者が起業していくことが重要だよというのがキーワードとして発言が聞こえてきます。そういう方に対する支援を、例えば、しばたの未来株式会社では今度事務所を移転して、その新たな事務所移転の場では、店舗スペースと事務所スペースを分けた上で、単なるお店スペースではなく、そこで起業を考えている方の予行演習も含めた支援をしたいというふうなことを言っておられましたけれども、その意味で、若者の起業支援、若者に限ったことではないですけれども、新たな起業支援で、柴田町でお店を出して商売をしよう、それは例えば生鮮食料品でも、あるいは飲食店でも、どちらかという飲食店の方が多いというふうに聞いていますが、希望する方が、その意味での起業の支援という点で、何か考えていることがあったら伺いたいんですが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 町としましては、今のところ創業支援の計画というものを実はつくっておまして、これが今、商工会とあと関係機関であります金融機関とか、あと上部団体になりますけれども、よろず支援相談とか、そういった関係機関といろいろと会議等を持っているわけなんですけれども、そして、創業支援のあり方、どういうふうにこれから創業者を発掘し、そして育成していくか。そういった会合の場があるんですけれども、計画にのっとり

てですね、その中に、実は今、広沢議員が言った未来株式会社、これも今回、そういったワーキングスペースみたいなものをつくりながら、そういった起業をやりたい、お店を持ちたい、そういった人たちの、まずお店を持つ前に試験的にやれるスペースも確保できるというようなことで、その計画を若干変更いたしましたして、未来株式会社も、その組織の中に入ってもらいながら事業計画をつくり直して、これから創業支援を行っていきましょうという体制、実は先週、商工会を交えて打ち合わせを行っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（広沢 真君） ちょっと最近の資料を当たっていて、地方創生の新規事業を見ていたら、ちょっとネーミングは一言言いたいぐらいの変わったネーミング、わくわく地方生活実現政策パッケージという、地方創生の来年度の新規事業があります。基本はU I J ターンによる起業・就業者創出事業ということで、東京に住んでいたり、あるいは東京に仕事で通っていた人たちが地方に移り住んで、地方自治体がマッチング起業として認めているところに就業したら、あるいは起業したら、交付金からお金を支援するというようなオプションがあるんですが、その中に、東京から地方へ移住するというだけではなく、地方にいたままで起業した場合の支援ということで最大200万円のオプションがあるということを見つけました。

ただ、これがどの程度適用されるか、この枠がどれぐらいあるのかというのは、ちょっと私の当たった資料では定かではないんですが、条件として、地域課題解決に資する社会的事業を起業した場合には適用される場合があると。この地域課題解決に資するというのは、どの程度まで認められるのかというのは、またこれも緊急課題なんだろうけれども、例えば柴田町で町長が言っておられるとおり、インバウンドも含めて海外からの観光客がふえているのに、それを受け入れるための受け皿として飲食店が足りない。その飲食店を経営しようと起業する人がいたという場合に適用できないかでありますとか、あるいは、買い物難民対策で、それこそ徒歩で500メートル以内、15分以内にお店がないところでお店を出そうというような起業者がいた場合に、この支援を出すとかいうようなことを研究できないかなと思っているんですが、このあたりを何か検討されたりはしているでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 今、お話がありましたわくわく地方生活支援事業パッケージということで、来年度から国が6年間かけて進めようとしているわけでございます。その中で、柴田町にかかわるものは移住支援なわけなんですけれども、このわくわく地方生活支援パッケージでやる中身なんですけれども、宮城県と県内の自治体が一緒に、地域再生計画とい

うことで、共同で申請して認定された事業なわけでございます。それで、市町村が担う部分は、そのうちの移住支援事業ということで、マッチング支援事業と起業の部分は県が行う事業ということになります。それで、具体的に市町村、自治体にどういう企業があるか、その辺の詳しい詳細については、今、県のほうで説明会とかしているわけなんですけれども、具体には、これから県から情報がおりてくるような形になります。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（広沢 真君） その辺は、私の持っている資料で読み取れなかったもので、事業主体が県と一緒にあって主体が県にあるということであれば、なかなか難しい部分もあると思うんですが、ただ、中身について県に対してアピールして柴田町に引っ張ってくるということは、まだ可能性としてはなきにしもあらずだとは思っているので、ぜひともマッチングによる移住と就業の支援と、それから新たな起業の支援について、柴田町の地域課題に資する事業だということをお認めもらって、これを利用するということもありかなというふうに思います。

それと、当然ですが、私は地方創生については、いいものと悪い面がある。当然、どちらかと言えば、地方創生で国が言うとおりにした事業にだけお金を出すのではなく、地方交付税を増額してくれれば一番いいだろうというふうに思うんですが、そうは言っていられないので、利用できるものは利用して、ぜひともやっていただきたいなというふうに思います。

それと同時に起業支援、町なかの商店街を、既存の商店に頑張ってもらいながら、しかし新たに店舗を展開してもらおうという点では、国の支援も考えつつ、町独自の制度というのもどうかというふうに思います。その点で、今全国で少しずつ広がってきている商店街リニューアル助成制度、あるいは別の言い方で言えば、店舗リニューアル助成制度などというのが、大きく広がってきているわけではないんですけれども、じわじわと広がってきているということがあります。その点で、今ある空き店舗を活用して、新たに起業するあるいは開業するといった場合に、そのリフォームをする際の費用の一部分を助成するという制度であります。

ノウハウ的には、以前に柴田町で行った住宅リフォーム助成制度、名前は違いますが、震災のときの震災住宅改修事業、正確な名前は今浮かびませんが、それと同じで、20万円以上の工事に10万円だったり、あるいは自治体によっては、もうちょっと上限を上を設けたりしています。ただ、これの特徴は、商店街そのものをどんとやるということであれば、大きな金額になるかもしれませんが、新たな起業を考える方1件1件を考えると、それほど大きな金額にはならないというのも、また特徴です。

例えば柴田町の商店街で新たに新店を出すというふうなことを募集した場合に、一気に10件と

か20件とか来るといいうのも余り考えにくいので、年間でそれこそ数件でも出店する、開業するということがあれば、そこに対して助成をして、少しでも円滑に開業、起業ができるようなことができないかということで、少なくとも年間の起業数をそんなに多く見積もらなくてもいいから数件分の予算をとれば、少なくとも最初の導入はできるのではないかなというふうに思うんですが、そういう点について、住宅リフォーム助成制度という、町長は、それは最後の手段だというふうに言われるんですが、そういう制度を独自に設けることによって、新たな起業支援をするということが考えられないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 久しぶりに町長の名前が出てきましたので。

店舗リニューアル助成制度、そこまでいくには段階があるというふうに思っております。意識の変革というのが、まず一番大事ではないかなというふうに思っております。舟山議員ともやりとりしましたけれども、なぜ商店街が廃れてきたかというところに、きちっと踏まえていかないといけないのではないかなというふうに思っております。

商店街を利用する人が多ければ、継続的に経営が可能なんですが、利用する人が少なくなったので、みんなやめていったという一つの事実がございます。魅力がないということですね、店もあつたということです。それから、みんながやはり郊外店を利用します。今回のフレスコキクチさんも、ちゃんとマーケティングをして採算に合うということで出店するということは、それだけ需要を見込んでいるわけですね。柴田町だけではなくて、それからヨークベニマルさんとか相乗効果も含めて見込めるということで出店しています。私はちょっと心配をしたんですが、大丈夫だということでございます。

もう一つは、もうインターネットで若い人は商店街で買わないと。ほとんどインターネットで、私は使ったことはありませんが、買っているということなので、社会現象として、もう商店街に軒を並べてやるというのは、もう無理ということの前提に立たないといけないと。それでやはり、町に来て人をふやす政策、これをやっていかない限り、じり貧になるということです。それで、花のまち柴田をテーマにやってきました。そのときに需要はつくっております。普通は需要がないのに、来たときに食べる場所がない、買うものがないというのは、それだけ需要があるわけですね。それに応え切れてないというのが柴田町の問題点でございます。それが新しい起業化に結びつけていくというのが、これからの支援なんですが、実はJam Jamという小さな手づくりの、お母様がやっていて、これをもう少し企業化したいという方のお話を聞いてみると、初めから店舗は要らないと。まずはこういう機会を数多くつくって出店させて

くれと。もちろん出店するにはイベントの経費がかかります。そこは行政でお願いしますと。場所もお願いします。ただ、その場所で経営するのは私たちです。ですから、そういう機会をつくってもらいたいという声ですね。

それともう一つは、6カ月単位でもいいから空き店舗でやらせてもらえないかということで、一度、商店街に空き店舗の活用策をお願いしたんですが、残念ながら1年で終了しました。ですから、店舗を持ってやるというのは、なかなか難しい時代になってきているので、もしそういう意欲のある方で、事業計画がしっかりしていて、店をつくったほうがより効果があるということであれば、広沢議員の提案で支援することはやぶさかではありませんが、今の経営スタイルからいうと、残念ながらそこにはっていないというふうに思っております。

今、私は人生の楽園というのを見るのが好きで、U I J ターンの方々がどういう事業展開をしているのかということ、一番手っ取り早いのはそば屋さんですね。それから自然食をつかった飲食店、これは起業しやすいんですが、人生の楽園のブームが終わって二、三年すると、ほとんど、なかなか経営するのが困難というのが実情でございます。やはり若い人たちは、自分の東京で磨いたスキルを持って地方に来るといふ方々でないと成功しないんですね。ただ東京にサラリーマンとして活躍した人が、町に来て事業を起こす、これは無理ということでございます。国は何か制度をつくりましたけれども、私のこれまでの地域政策、経験がありますけれども、何回も失敗してうまくいかないというのが実情でございます。

成功しているのは、やはり自分が企画して自分がやるということで成功しているのが、いい例はハセクラさんです。うちのほうの里山ビジネスのメンバーを行ってやってきましたけれども、やはり最初は自分でリスクを負ってやると。事業を拡大するときに支援をお願いするということでございます。

まずは、そういった意味で、創業したいという気持ちを育てる段階での政策は、柴田町としては打てますが、リフォームについては、その延長線でそういうことが出てくれば支援して事業を拡大してもらうことはやぶさかではございません。ですから、広沢議員の今の提案と町長が支援する提案には、ちょっとタイム差があるということでございます。それを縮めていくのが、私どもの仕事かなというふうに思っているところでございます。

ですから、若い人たちが、今、普通のビジネスとそれから社会起業、これで成功しているのが丸森町の筆甫だっと思うんですが、そこは買い物難民で、自分たちで共同出資してお店をつくっているということなので、人から与えられてお店をやるなんていう時代では、もうないと。行政が手伝いして商店街を活性化するなんて、もう時代おくれだということで、みずから

が地域の人たちがお金を出して、足りないところを行政にお願いするというスタイルでないと生き残れないというのが私の考えでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（広沢 真君） 廃れてしまった、なくなってしまった商店を復活させるというのが非常に困難であって、そこを中心に据えれば、事業がなかなかうまくいかないというのは、私もそういうふうに思っています。だからこそ、新たな起業と、それからどういった形で行政がかかわっていくかというのは、非常に考えどころだというふうに思うんですね。町長もおっしゃるとおり、丸森町で頑張っている若者の話を聞いたことがありますし、一時期赤パンツなんていうのが新聞報道でもされていましたが、そういう地域おこし、町おこしの取り組みというのは、全国各地でやって、最近話題になっているところの中心になっているのは、ほとんど若者だというのは、そのとおりだと思います。

そういう若者を、これもまたコロブスの卵の議論のようになるかもしれませんが、最初から意識を持って立ち上がる若者がいるところと、それから「どうしようかな、これから何かやりたいけどどうやったらいいんだろう」という、わからない若者たちに支援をして立ち上がってもらい、その最初の一撃をどこでやるのか。それはケース・バイ・ケースだというふうに思うんです。そのケース・バイ・ケースをどこで取捨選択するかという点で、情報を集めるのは、やはり行政のほうが集めやすいというふうに思うんです。その部分をやはりしっかり支援として考えていく。

例えば空き店舗を利用するにしたって、やる気のある起業しようと考えている人は不動産屋を渡り歩いて、ここここがあいている、ここが立地条件がいいよと考えてやれるかもしれない。でも、それが一括して、例えばメールのやりとりや、あるいは一つのホームページなんかで確認できる、そういう体制ができていれば、やはり起業の仕方、立ち上がる上で一つ一つの課題をクリアしていく若者がしやすいのではないか。その部分での支援を、例えば情報の収集部分を行政で担うなんていうことができればいいかなというふうに思っているんですが、その部分はいかがでしょうか。例えば最近空き家バンクというのを行政がやっている場合がありますが、空き店舗バンク的な、空き店舗の店舗スペースがあいている情報を行政で集約して公表するというような取り組みなんていうのは考えられないでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 空き店舗の情報については、商工会のほうで4年ぐらい前になりますか、空き店舗の情報を把握しております。商店街一軒一軒に確認しまして、すぐその空

き店舗として使えるのか、もしくはいろいろ住んでいる方もやはりいて、トイレを新たにこさえないと使えないとか、そういうような空き店舗の情報については一応把握しております。

ですから、これから例えば起業したいという方が来たときに、相談窓口は今、町も商工会も、そしてこれから未来株式会社のほうでも、そういう相談窓口というのは入ってくるかと思うんです。そんな中で、その起業をしたいという方々のレベルといたらおかしいんですけども、まるっきり初めてなのか、それとももしくはある程度ノウハウというものを持っていて、場所さえあればすぐにできるような状態なのか、創業計画もしっかり立ち上がって、融資もきちっとこれくらい受けられれば事業ができるよと、そういうレベルになっているのか、それが今、先週打ち合わせした会議の中で、情報共有しながら、そのレベルに合った支援というものを、これからしていきたいなというふうに考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（広沢 真君） そういう連携がとれて、しかもしっかりと相手を見ることができると、見た上で創業支援ができるということであれば、なおさらいいんですが、まず最初の一撃で、例えば今の若者は、当然、まず情報を得る場合にはスマホかPCですね。その点で、商工会が持っている、商工会に行かなければ情報がわからないというのでは、また情報の発信という点では弱いと思うんです。役場のホームページから空き店舗情報は商工会へ飛びますとリンクを張ったり、あるいは未来株式会社のほうに情報があれば情報に飛びますというような、そういう若者が情報検索をしやすいようなリンクを張る、あるいはネットワークをつくるということも、やはり今後必要ではないかなというふうに思います。その点でも、ぜひ検討されればいいかなというふうに思っています。

今回の質問、買い物難民対策からまちづくりの話まで、結構幅広く話をしましたが、今、町の中にある現状一つ一つの問題を考えると、お店がなくなっていること、それによって買い物難民があちこちで生まれている。やはり一つ一つの問題は別の問題としてあっても、それぞれが関連している。その中で、一つ一つの対策だけではうまくいかない問題もありますので、ぜひとも買い物難民対策で、これからの移動販売車はさらに充実するように、町としても、ぜひとも先ほどの答弁にあったとおりにかわっていただきたいと思いますし、それから、特にこれから起業を考えて、町の中のにぎわいをつくる意味で、少なくとも幅広い若者たち、起業を考えるような若者たち、あるいは現在やっている人たちにも、もっと新たな商売を広げたいというような人たちの話も、ぜひ聞いた上で、情報の蓄積にも行政も一役買っていただきたいなというふうに思っています。そのあたりを再度要望して、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（高橋たい子君） これにて13番広沢真君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

午後1時再開といたします。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

4番平間幸弘君、質問席において質問してください。

〔4番 平間幸弘君 登壇〕

○4番（平間幸弘君） 4番平間幸弘です。大綱2問質問させていただきます。

柴田町消防団の現状と課題を問う。

町長は、平成30年度12月会議で「現在、柴田町消防団員数は定員350人に対し、30年4月1日現在294人の団員がおり、団員は全て男性で8割以上がサラリーマンです」と答弁されました。日中などの時間帯で不慮の災害が起きた際に活動できる団員数にも限界があります。そのような中、来年7月には第51回宮城県消防操法大会が柴田町を会場に開催されるとのことですが、消防団に対する今後の方針など、町の考えを伺います。

- 1) 第51回宮城県消防操法大会に対する訓練や準備等の進捗状況は。
- 2) 入団者を確保するための方針と対策は。
- 3) 報酬等の見直しは。
- 4) 各行政区には自主防災組織がありますが、退団した団員の地域での活動状況は。
- 5) 班名を聞いただけで、消防団員以外でもどこの地区なのかわかりやすく、さらに、地域に密着した消防団を目指し、現在の数字による班名から、地域名を班名にするなど改正はできませんか。

2問目、行政区名を数字から字名へ変更を。

町内各行政区は、1区から30区まで数字とアルファベットの組み合わせで分類されています。これは、行政事務処理を効率化するためと思われます。しかし、町内に住んでいても番号の行政区がどこの地区を指すのかわかりづらい状況になっているのではないのでしょうか。

各行政区においては、字名が1つではない地区もありますが、その地区で代表される字名などが行政区名になれば、町民にその地域を知ってもらうと同時に、地域住民の愛着心の醸成に

つながります。

そこで、行政区名を数字から字名へ変更することを提案します。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 平間幸弘議員、大綱2点ございました。

まず1点目、消防団の関係でございます。5点ほどございます。

まず宮城県消防操法大会ですが、初めてですので、若干詳しく皆さんにも知ってもらいたいということでお話をさせていただきます。

消防操法は、平間幸弘議員のご承知のとおり、常備の消防職員や消防団の訓練の1つで、基本的な操作の習得を目指すための手順であり、装備しているポンプを使用した小型可搬ポンプ操法とポンプ車操法があります。

訓練内容は、事前に設置された防火水槽から給水し、火災現場を意識した火点と呼ばれる的にめがけて実際に放水し、撤収するまでの一連の手順を演じるものです。防火水槽、火点の位置、せりふ、動きがあらかじめ決められており、ポンプ・ホースなどの操作を早く正確に行うとともに、動きのきれいさを競います。

採点は、各個動作の正確さ及び火点の的が倒れるまでのタイムなどが減点法で採点され、減点が少ないチームほど上位となります。2年に1度、全国消防操法大会が実施され、全国大会への出場をかけた都道府県大会があります。来年は、その県大会が柴田町で開催されるとともに、県下8支部の仙南地区支部代表として、柴田町の消防団第1分団が、この競技大会に参加するということとなります。

現在、第51回宮城県消防操法大会の実施要綱が宮城県消防協会より示されておらず、県大会開催地としての準備はこれから実施していきませんが、消防操法につきましては、訓練に必要な小型消防ポンプや操法用ホースなどの資機材等を予算要求するとともに、本年9月に団結式を行い、柴田消防署のご協力を得て、本番までの間、毎月週二、三回の規律訓練やホース展張訓練などの操法訓練を計画し実施してまいります。

入団者の確保です、2点目。消防団は、地域防災力のかなめであり、住民が安全に安心して暮らせるまちづくりには欠かせない存在であります。このため、消防団定数確保するために3本の柱で展開してまいります。

1つは、消防団幹部による有為な人材の掘り起こしなどの積極的な勧誘。2つ目は、柴田町

初となる、先月1日付で入団いただいた女性消防団員の所属する団本部女性班の組織勢力拡大。3つ目は、仙台大学を初めとした18歳以上の学生を対象とした学生消防団への勧誘です。

具体的には、消防団幹部の皆さんには、地域での消防団活動をアピールするチラシの作成や、配布などでの粘り強い説明、今回入団していただいた女性消防団員による火災警報器設置確認や規律訓練等の写真を活用した活動PR、大学に出向いての入団案内、消防団協力事業所の拡充などを行ってまいります。

3点目、報酬の見直しです。現在、消防団員の身分は、非常勤特別職として積極的かつ献身的に消防活動に従事していただいております。近年、直接消防団員より報酬等をふやしてほしいといった話は伺っておりませんが、柴田町の実態として、報酬等は一般団員1人当たり年額報酬が3万1,600円、火災等の出動手当が1回につき2,000円支給されています。

全国平均では、年額報酬が2万5,064円、1回の出動手当が2,562円という状況でございました。また、近隣の大河原町、村田町と比較をしてみますと、柴田町よりも年額報酬は下回っております。このことから、柴田町としては財政が厳しい現状もあり、報酬等の見直しは今後の財政状況を見据えた課題とさせていただきたいと思っております。今後も消防団の皆さんには安全・安心なまち、住みやすいまちづくりのため、献身的な消防活動をお願いしたいと思います。

4点目、現在町では、退団した団員についての追跡調査を行っておりませんので、地域での活動状況は承知しておりません。しかしながら、今年度より消防団員の再任用制度を設けまして、定年を迎えた団員のノウハウを生かしていただける活躍の場を広げております。

また、ある地域においては、団員のサラリーマン化により、特に日中の地域における団員の空白を埋める目的で、自主消防団を結成し、地区防災訓練に参加したり、実際に消火訓練を実施して積極的に活動していると聞いております。

5点目、柴田町消防団は、昭和31年4月1日設立以来、定員350名、6個分団、30個班の体制で現在に至っております。この間、随時組織再編等を見直しを実施しながら、数字による班名で町民の方々になれ親しんできました。各種行事での態勢完了報告や、防災行政無線での連絡通信のときに「第1分団第1班集合完了」のような明快簡潔な呼称により所属班を言いあらわしてきたところです。今回、平間議員より提案をいただき、2市6町の消防団の班名を調査したところ、地域名等の班が2個自治体、地域名と数字名の混合班が2個自治体、数字名の班が4個自治体という状況でありました。特に町といたしましても、班名改正による費用等の発生や多大な労力を伴う事務処理等もないことから、今後は消防団組織内で団員の士気、消防活動に対する影響、これまでの伝統や地域とのかかわりなどを十分に検討していただき、消防団

のほうで地域名への改正が必要との結論が出された場合は、それを尊重してまいりたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、消防団は常に危険と背中合わせであり、明瞭な意思の疎通が迅速な行動につながりますので、今後とも消防団員が生き生きと活動できる体制を整えていただき、活気のある柴田町消防団を目指してほしいと思っております。

大綱2点目、行政区名の変更でございます。

現在の行政区の呼称は、1から30までの数字表示によるものとなっており、また第6、第7、9、11、12、17、18、29の行政区は、数字と英字を併用した表記となっております。これらの表記は一見してわかりにくいというご意見がある一方で、従来からの呼称であり、地区での開催行事や各種通知などにおいて長年町民に使われ、なれ親しんだものとして地域に溶け込んでいるものと考えられます。

これは、地域自治の根幹をなす区会、町内会、自治会、契約会等の名称についても、行政区名の数字表記を冠したものが大多数を占めることからもうかがえるというふうに思っております。

今回、行政区の名称を変更した場合、行政区で既に備えつけられている数多くの備品やユニホーム、その他の表示物などへの影響や、あわせて地域名表記による名称にする場合、例えば字名であらわす場合に、字が複数ある際どうするのか。また、行政区名に採用されなかった字に住む町民感情などが懸念されるなど、解決しなければならない課題が数多く散見されることになります。

つきましては、これらのことを踏まえれば、今後は住民の皆さんや地域等での盛り上がりを見守りながら、行政区長会等の話題の1つとしながら対応を協議し、この改正によって地域のさらなる愛着が生まれる、地域活動がさらに活発化が図れるような形になればというふうに考えております。以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 平間幸弘君、再質問ありますか。どうぞ。

○4番（平間幸弘君） 消防団の話に入る前に、1つ確認したいんですけども、柴田消防署の槻木派出所の実態で、いつも常日ごろから業務出向中の看板が常時掲げられているんですけども、状況としてはどういう状況なんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 柴田の町長というよりも広域の理事長としてお話をさせていただきたいと思いますが、2つに分けることによって消火活動に支障が生じているという現状でございます。

す。消防職員が足りないということでございますので、すぐに槻木消防署を廃止という方向にはまだ全然なっておりませんので、残念ながら柴田消防署、本署のほうから出動しても、今のところ問題はないという判断で、こちらのほうに集約しているのが実情でございます。

○議長（高橋たい子君） 通告に沿った質問をするように心がけてください。

再質問ありますか。どうぞ。

○4番（平間幸弘君） 理解しました。

ただ、業務出向中の看板が常時なので、いるのにいないんだなというふうな感じに受けとめたので、いないんですね。そういうことですね。わかりました。

では、操法訓練なんですけれども、過去に柴田町消防団が出場といたしますか参加した実績等はあるんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 柴田町での開催はございません。直近の仙南地区の開催では、平成20年7月の第45回の大会が丸森町で開催されています。柴田町は、平成12年7月第41回大会で総合準優勝いたしたという結果がございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（平間幸弘君） 平成12年に準優勝されたということによろしいんですね。いい成績をおさめられたのかなというふうに思いますけれども、そのときの担当班というか、担当分団の担当班といたしますか、どちらだったんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 申しわけございません。掌握してございません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（平間幸弘君） 総務課長も調べてないというか。

○議長（高橋たい子君） 後ほどということで大丈夫ですか。

○4番（平間幸弘君） はい。ちょっと調べていただければと思います。

今回は第1分団第1班ということなんですが、メンバー的にはどうなのでしょう。生まれれば週に二、三回の訓練があるということなんですけれども、その辺、人員なりメンバー的にはどのような状況なのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 補助員を含めまして5名で1班で2個班をつくりまして、最終的には出場する1個班を選んでいくということで、10名というふうに聞いております。

- 議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。
- 4番（平間幸弘君） その10名が週二、三回の練習というか訓練に出られるものなんでしょうか。自営の方なのかサラリーマンの方なのか、ちょっとその辺、わかれば。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。
- 危機管理監（平間信弘君） その要員の職業までは、ちょっとまだ掌握をしてございません。
- 議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。
- 4番（平間信弘君） ということは、第1分団の第1班に、今のところ任せているというふうな形でよろしいんですか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。
- 危機管理監（平間信弘君） 第1分団のほうにお任せしてございます。
- 議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。
- 4番（平間幸弘君） 話の中で、第1分団の第1班と第3班がというふうな話もあるんですけども、どうなんでしょう。先ほど町長の答弁の中では、第1分団第1班というふうな話だったんですけども、何か第1班と第3班だという話もあるんですが。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。
- 危機管理監（平間信弘君） 第1分団の第1班というふうに聞いてございます。また、先ほどの第41回大会の総合準優勝したときの班でございますが、船岡の5班ということでございます。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 4番（平間幸弘君） 詳細等はこれから県からおりてくるという話、県の消防のほうから、なんですが、その訓練に際して、それから備品・消耗品等、その辺の予算措置等はこれからどういうふうにされるんでしょうか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。
- 危機管理監（平間信弘君） 申しわけございません。今ちょっと聞き逃しました。
- 議長（高橋たい子君） もう一度どうぞ。
- 4番（平間幸弘君） 31年9月に団結式があるということなんですが、そこから大会に向けての訓練、それから準備等があると思うんですが、それに対しての予算措置等はどのような状況になるんでしょうか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。
- 危機管理監（平間信弘君） 31年度の予算で組んでございます。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（平間幸弘君） その予算は、町の単費なのか、それとも県の予算なのか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 町の単費でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○4番（平間幸弘君） 確認させていただきました。

9月から始まるということなので、ぜひとも以前、第41回ですか、平成12年に行われた準優勝ということなので、地元開催ということもあり、優勝を目指した訓練、そして大会に向けての準備を進めていただければなというふうに思うところです。

それでは次にいきます。

報酬額に関しては、消防団のほうから特に意見もないということなんですが、例えば出動手当、先ほど全国平均で2,500幾らという話がありました。例えば夜警とかですと物の30分、1時間以内で終わるような出動もあれば、警戒というふうな形になると4時間以上拘束されるときもあるのですが、この辺に関して、消防団のほうから何か意見とかは出てないんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 特に消防団のほうからは伺ってございません。

なお、先ほどの51回操法大会の第1分団の出場班でございますが、第1班と第3班で編成される予定でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○4番（平間幸弘君） では、消防団のほうからはまだ出ていないという、多分出ないのかもしれないですけども、意外と皆さん、もやっとしながらも我慢されているのかなというふうに思うところもあるんですけども、わかりました。

一つ、先ほど消防団員の確保という話の中で、女性消防団員募集というお知らせ版ですね、3月1日発行の、今月発行の、掲載されました。と同時にホームページにも掲載されていますよね、トップページに、女性消防団員を募集していますということで、トップページに掲載されています。ちょっと私、見つけてしまったんですけども、見つけてしまったんです、この今回の3月の文面が、柴田町消防団では防火防災に関する普及啓発、高齢者宅への防火訪問、応急手当の指導などで活躍していただく女性消防団員を募集していますというふうになっているんですが、柴田町の消防団というページがありまして、防災対策全般の次のページですね、柴田町消防団の一番お尻のほうに、女性消防団員の募集についてと同じのがあるんです。ただ、業務内容がちょっと違うんですが、この辺、整合性はどうしたんでしょうかと。

- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。
- 危機管理監（平間信弘君） ホームページの訂正といたしますか、記述がちょっと間に合っていないという状況でございます。
- 議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。
- 4番（平間幸弘君） できれば、同時に直すべきだというふうに思うんですが、ちなみに消防団のページには、女性消防団員の募集についてということで、柴田町消防団では女性消防団員を募集しています。女性消防団員には、演習や訓練の際のお手伝い、広報活動、住宅用火災警報器の点検など後方的な活動をしていただきますということで掲載されております。どちらかというと、防火クラブの皆さんのお仕事かなというふうにも思うんですが、女性消防団員が入団されたということで、少し業務の内容も変わったのでしょうか、その辺をお伺いいたします。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。
- 危機管理監（平間信弘君） 初め、女性消防団員を募集していくというところの段階で、後方的なところで活動していただくというふうに考えましたが、団長及び幹部の皆様とお話をしていくうちに、そういう後方だけではなく、将来的には団員がふえれば小型ポンプの操法大会に出たりとか、あと初期消火とか、その辺まで役割、任務として付与すべきだという話が持たれてきて、今の役割、任務になっているところでございます。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 4番（平間幸弘君） お知らせ版とそれからホームページのトップページにある、リンクしているんですけども、これで電話来ますか。多分電話来ないと思うんですよ。約1週間、6日ぐらいたつんですけども、女性消防団員になりたいですという形で電話は来ているんでしょうか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。
- 危機管理監（平間信弘君） 電話のほうは、まだ来ておりません。
- 議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。
- 4番（平間幸弘君） 当然ですよ。これで電話が来るわけがないというふうに思うところなんですけれども、例えばここに報酬、例えば出動手当だったり、それから補償内容とかも記載するべきではないかなというふうに思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。
- 危機管理監（平間信弘君） 議員ご指摘のように、今後はそういったホームページにおいても、女性消防団員の活動及びそういった報酬等がわかるような内容にしていきたいと考えてござい

ます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○4番（平間幸弘君） ぜひお願いしたいなど。お知らせ版は、どうしても紙なので、どうしても記事の内容に制約があると思うんです。ただホームページのほうは相当あいていますよね。できればその辺、配慮をお願いしたかったなというふうに思うところです。

それでは、30年度より再任用といたしますか、再入団が認められるようになりました。希望された人は何人いらっしゃいますでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 現在、4名ございまして、第1分団に所属しております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（平間幸弘君） 何名が29年度いっぱいまで退団されて、30年度に入ったんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。どうぞ。

○危機管理監（平間信弘君） 現在、3月1日付で299名が所属しておりまして、5名が退団して4人が入団してございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（平間幸弘君） 5名が退団されて4名が再入団といたしますか、再任用されたということで、非常に消防団としては人員の不足といたしますか、人員確保に再任用というのが役に立っているのかなというふうに思うところです。

それとあと、過去に退団された方々、ポンプの扱いそれから消火活動の、特に水防も含めてかなり熟練されているというふうに認識しているところです。退団した団員の皆さんが地域でどのように活用されているのか。さっき町長の答弁の中では、追跡はしていないのでよくわからないということなんですけれども、その辺、何か情報があれば。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 町長答弁と繰り返しになりますが、追跡調査を実施していませんので、地域の活動状況は承知してございません。ただ、地域においては、昼間のサラリーマン化した団員の空白を埋めるというところで、実際に自主消防団を結成して消火訓練に参加したり、実際に消火活動をしているというようなところを聞いてございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（平間幸弘君） 私、26年9月に質問させていただいていました。実は、上川名地区なんですね、消防協力隊というのがございます。ちょっと1人減ったのかな、9名から今8名くら

いだったと思うんですけども、いずれ、消防団を退団されて、まだ健康で、常日ごろ農家さんとかで地元いらっしゃるので、その上川名地区に限っては活動しましょうということで、自主防災組織の中で消防協力隊が活動できるような場を設けているんですが、このような形で、ほかの地区にもPRとかされてはいかがなのかなというところなんです、実は、26年9月の質問の答弁の中で、OBの方とか協力していただくというのは大変いいことだと思いますので、うちのほうでもという、当時の危機管理監なんですけれども、行政区とかにもそれをPRしながら進めていきたいと思っておりますということなんです、その辺のPRはされたんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 今、やっているというふうな認識にはございません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（平間幸弘君） 「いきたいと思っております」ですから、「思ったんだけど、やりませんでした」というのが本当の答弁なのかなというふうに思うところなんですけれども、その消防協力隊、もちろんボランティアです。消防団のような補償内容は一切ございません。あくまでも本当にボランティアで活動していただいているんですが、例えば、各地区にそういった消防協力隊をつくるようにPR、働きかけをしたときに、例えば団員の不慮の事故、消火活動なり水防に際して不慮の事故があったときに、例えば消防団であれば補償は共済があるんですけれども、そのような形も充足すれば、もう少し地区において自主防災組織の中に取り入れることも可能だと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 消防協力隊の賠償であろうかと思うんですが、今のところ、そういった保険の仕組み等も、たてつけも含めて研究をしてございませんので、今後は自主防災組織におけるそういったところで、どのように適用できるかどうかを研究してまいりたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○4番（平間幸弘君） 3年半たってまた振り出しに戻ったような感じがあるんですけども、ちょっと残念かなというふうに思うんです。実は、消防団員の補償に対する共済掛金ですが、当時3,000円で、そのうち町のほうで1,500円払っているんでしょうか。1,500円を団員が払っているということなんです、実は、その団員、私も含めてなんですが、払っているという自覚がないんです、意外と。意外と1,500円払っているんだよという自覚がないんです。それで、

例えばこの3,000円を丸々町のほうで負担していただいて、もちろん協力隊に関してはボランティアで活動してもらおうという前提で、町のほうで共済掛金を全額負担するような方策はとれないものでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 消防団員の共済の掛金の全額負担ということの質問だったと思いますが、その辺も含めて研究してまいりたいというふうに思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（平間幸弘君） ぜひ前向きな意見をいただきたいというふうに思うところです。

さて、ほかの自主防災組織でも消防協力隊は結成されていないということなので、一つ気になる文面が見つかったんですけども、消防団の規約の中で、16条（教養及び訓練）、団長は団員の品位の陶冶及び実地に役立つ技能の錬磨に努め云々とあるんですけども、陶冶という言葉の意味ってご存じでしたか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 明確にはちょっと今、わかりかねることでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○4番（平間幸弘君） 消防団の規約なので、その辺は総務課長も含めて常に見られる状況なので、見ていただければいいのかなと思うんですけども、ここに出てくる品位の陶冶というふうになると、例えば陶冶だけをとると、一つの意味は陶器をつくることみたいな形になる。つまり鋳物をつくることみたいなことなんですけど、もう一つの意味としては、人の性質や能力を円満に育て上げること。育成。「人格を陶冶する」というふうな意味が、ネットの中の辞典なのであれなんですけども、すごいわかりづらい言葉だと思いませんか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めらるんですが、ちょっと修正をしていただけますか、質問の内容を。通告からちょっとずれてきているような気がしますけれども。今の質問に対しての答弁を求めさせていただきます。

暫時休憩。

午後1時37分 休憩

午後1時38分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

後ほど答弁ということによろしいですか。再質問どうぞ。

○4番（平間幸弘君） 消防団の入団資格として、18歳以上であれば入団できるということは間違いありません。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） はい。18歳以上であれば入団できます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○4番（平間幸弘君） であれば、18歳、つまりは高校生ぐらいいいでもわかるような意味の言葉の規約に改定すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 議員おっしゃるとおり「陶冶」という言葉、なかなか書けませんし、どういったものかわからない、イメージがつかないということだと思いますので、この消防団の規約、全国の消防団の上位規則とかあると思いますので、そちらも全国作成したものを参考としながらいき直していけるところはいきたいと。わかりやすいような表記にできるのであれば、わかりやすくしていきたいというふうに考えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（平間幸弘君） よろしく、いい方向に進んでいただければと思います。

それから、分団名それから班名、数字であらわしていますけれども、例えば今のとおり、分団名を数字で何分団何班でもいいのかなというふうに思うところなんです。ただ、例えば表記、今から直すのは大変だということなんですけれども、例えば地区名を表記したマグネットシートを、小型ポンプ積載車にマグネットシートで張るなんかだったら、意外と費用もかからずに、行った先で「どこから来たんだね」というふうに認めてもらえるのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 先ほど町長答弁しましたように、班名改定による費用の発生及び多大な労力を伴う事務処理というのはないということで、今後は消防団の組織の中で、より団員の士気、消防活動に対する影響等々、これまでの伝統など十分に検討して、結論が出た場合には尊重していきたいということでございますので、数字名なのか地域名なのかというところは、消防団の中での今後の検討というところを待ちたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（平間幸弘君） そういうふうに消防団と検討していただければと思います。多分、統制をとるためには、数字の何分団、何班が一番いいのかなというふうに思うところなんですけ

れども、ただその裏で、どこの地区ですかという、消防団に入っていればこそ何分団何班わかりますけれども、私もちょっとわからないところがあるんですが、正直なところ。一般の方が見て、何分団何班と書いてあって、どこの消防なんでしょうねというふうに思われるかなと思うんです。その辺、もう少しわかりやすい表記になればいいのかなと思ったので、今回質問させていただきました。例えば、自治体によっては、先ほどの消防団の規則で、分団ごとの管轄区域を明記しているところもあるんですが、これは新潟県魚沼市なんですが、分団でなく、こちらは方面隊というふうな形の表記になっているんですが、ごらんになったことはあるでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 見たことはございません。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○4番（平間幸弘君） ぜひその辺、ごらんになってみていただければと思います。例えば分団名、それから班名を書いて、それから活動内容を表記したパンフレットを作成し全戸に配布するなどして、地域に密着した団体であることを、さらに告知であり啓蒙活動なんかを行ってもらえれば、もう少し身近な消防団になるのかなと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 確かに、そういった分団名、班名、そういったのが地域と密着したような名称になれば、地域の方々も愛着が持てるようにはなるかと思えますけれども、その辺も含めて、消防団の中で検討していただければというふうに思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（平間幸弘君） 消防団の中に、危機管理監もそのときは入るような形になるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） そちらの消防団の検討、段階を踏んで検討されると思います。その段階を踏んだ中で、私が加わっていくということも、場面も考えてはございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（平間幸弘君） ぜひそのように前向きにお願いしたいなと思います。

自主防災組織の話の中で、きのう斎藤議員の中で危機管理監がちらっと言ったんですけれども、先進的な自主防災を運営されている団体に対して県の補助金があるというふうなことだったんですけれども、ちょっとその内容をお話しいただければと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 29年度から県の事業として、自主防災組織運営体制強化事業というのが始まりまして、そのうち最低限10万円、最高額50万円というところで、先進的な防災訓練等を計画している自主防災組織を応援するという事業でございます。

29年度の実績を見ますと、申請された市町村が10市町ございました。そのうち申請団体が27団体、採用されたのが20団体ということで、補助額の総額を見ますと854万2,000円ということでございました。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○4番（平間幸弘君） どのような活動、実際なところで先進的なのが、ちょっとよくわからないところなんです。29年度だと、27団体が申請して20団体が補助を受けたということなんですが、854万2,000円ですね、どのような、実績等は把握されているんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 実績は把握してございます。例えば、団地で人を避難させるときに担架が使えないので、そういう狭い階段を人を運搬するときに必要な担架を買って、それで避難をさせてみるとか、要配慮者、高齢者等の車椅子による避難、そういったもののために車椅子が必要なので避難をしますというような備品、中にはトランシーバーとか、あとは目立つような、背にその自主防災組織のロゴをつけたようなパーカー、ジャンパーというのを使って避難をするというような訓練でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（平間幸弘君） 余り言うと言議長にとめられそうなので、この辺で終わらせたいなと思うんですけども、その辺、危機管理監が一番存じ上げているのかなと思うので、できれば行政区に入って、去年、防災リーダーのときもいろいろ講演していただいています、各行政区で。そのような形で、今度は危機管理監としてこういった補助金の中身について、各行政区のほうで講座の中でお話しいただければ、もう少し各自主防災組織では取っつきやすいのかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 去年の4月の行政区長会議で、この内容をお話しさせていただきました。その際に、区長さんのほうでもなかなか初めての話ということで、取っつきづらかったところもあろうかと思えます。31年度は、情報交換の場を設けまして、各自主防災会の会長及び防災委員等を集めて、一堂に会して、そういった会合を開きますという話をしていますの

で、その場で、各自主防災組織のそういった長となる方々に、この制度をご説明できればというふうに思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○4番（平間幸弘君） ぜひ、その辺よろしくをお願いします。

それでは、2問目の各行政区名の数字から字名への変更ということなのですが、もちろん字名であり地区名が一つではないところもたくさんあります。その辺も含めて、例えば先ほど町長の答弁がありました、数字とかアルファベットではなくて地域名が2自治体あると、複合しているところも2団体あるということなんですけれども、できれば町長の進める、地域を知ってもらう中で、できれば、もちろん1から30の中でやりやすい地区もあるでしょうが、混合の自治体もあるということなので、その辺、自治体に一度問いかけてみるのはいかがなんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） 今、おっしゃるとおり、行政区、数字で、あとはアルファベットでもってきているわけなのですが、議員のお住まいの上川名地区、こちらについては、ほとんどが19区ということの上川名地区であっても、一部地名で申しますと西築道下地区ですか、住所的にはお住まいになっている方はおらないんですが、あとは東築道下区、こちらについての大字名が18B区に所属しているという傾向がございます。

先ほども申しましたとおり、広範囲にわたって地区名、大字名がございます。また、船岡地区におきましては、以前、住居表示、2市7町ではちょっとやっていない状況なんですけど、一部字地名の大字名のほかに街区符号番号というような形で住居表示、ここで言いますと中央一丁目、二丁目、それから西一丁目、二丁目、それから東一丁目、二丁目という街区符号番号をつけまして、底地とは違った、底地であれば、議員おっしゃるとおりの大字名の地区の地名ということになるんですが、一部住居表示をされている区域もございます。そうしますと、なかなかそれを改めて、旧地番の字名を持ってきて問い合わせるといことも、なかなかないと思うんですが、行政区長会などに、そちらのほうに規則がございますので、問いをかけて、今後そういうことで、よいということであれば、積極的に地域の名称というものを取り入れていきたいとは考えてございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（平間幸弘君） この数字、例えばフットパスであったり、里山ハイキングであったときに、ここが1区の何ですよみたいな形で歩かないんじゃないかなというふうに思うんです。そ

の辺、どうなんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 済みません、勘違いして里山ハイキングのほうも関連があるのかなと思ったんですが、一般的には里山ハイキングは大字名なので、申しわけありませんでした。

○議長（高橋たい子君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） ガイドさんの内容を、全部掌握しているわけではないので、ちょっと申し上げにくいところがありますけれども、行政区内ということよりは、あるものの、史跡ですとかそういうところを特に紹介しますので、改めて行政区ということを取り上げる場合もありましようけれども、そうではないこともあるのかなと思っております。ケース・バイ・ケースではないかと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○4番（平間幸弘君） その辺、ちょっと区長会であったり、もしかしたら字名のほうがいいねという、混合の自治体もあるということなので、ご検討いただければなというふうに思うところ です。

いずれ地元町民に愛される柴田町を、これからも目指していただければなというふうにお願 いしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（高橋たい子君） これにて4番平間幸弘君の一般質問を終結いたします。

次に、14番有賀光子さん、質問席において質問してください。

〔14番 有賀光子君 登壇〕

○14番（有賀光子君） 14番有賀光子です。大綱2問質問いたします。

1. 町の防災・減災対策は。

日本の超高齢化と異常気象が連続する中で、防災・減災のあり方が問われています。

そこで、町の防災・減災対策を伺います。

1) 西日本豪雨では、行政のハザードマップが正確であっても、それをどう活用し、生かして いくのか、災害に関する情報を住民の防災活動とどうつなげていけるのが課題であること が、改めて浮き彫りになりました。高齢社会という構造の中で、防災のあり方も変わってきま す。町の防災・減災対策の基本的な考え方を伺います。

2) 地区防災計画の策定は重要と考えます。町は住民の地区防災計画の策定に向けて、どう 支援していくのか伺います。

3) 親子で会話し、考えながら防災手帳に記入する尾張旭市の「こども防災手帳」がありま

す。いざ災害時にどう行動するのかを家族で話し合うものとのことで「我が家の防災手帳」にもなります。柴田町でも「こども防災手帳」の作成をしてはどうか伺います。

4) 宮城県は昨年12月から賞味期限が近くなった災害時の備蓄食料や水を、県内のフードバンク団体に寄贈しています。フードバンクは、未使用の食料品を集め、生活困窮者など必要とする人に届ける活動です。県は、備蓄物資を入れかえる際に廃棄していた食料を有効に活用してもらおうと、保存用のおでん缶や水など計1,000食を県内3団体に寄贈しました。柴田町でも、賞味期限が近くなった備蓄食料を、困窮世帯へ寄贈してはどうか伺います。

5) 欧州などで広く普及している液体ミルクは、乳児に必要なビタミンやタンパク質など母乳に近い栄養素が含まれます。粉ミルクのようにお湯に溶かす必要がなく、哺乳瓶に移しかえれば、開封してすぐに乳児に与えることができ、また、常温で約半年間、保存可能なのが特徴です。これまで液体ミルクは国内での製造・販売が認められていませんでしたが、2016年4月に起きた熊本地震では、電気やガスなどのライフラインが寸断する中、フィンランドからの救援物資として支給され、役に立ちました。昨年の夏の西日本豪雨でも海外製の液体ミルクが活用され、災害時の物資として需要が高まってきました。柴田町でも「妊産婦・乳児救護所」の備蓄品として液体ミルクを導入してはどうか伺います。

2. 高齢者免許返納の助成を。

2018年に発生した75歳以上の運転者の死亡事故が前年比42件（10%）増の460件だったことが、警察庁のまとめでわかりました。この数字は、過去10年間で3番目の多さです。死亡事故全体に占める割合は1.9ポイント増の14.8%で、統計を取り始めた1990年以降、最も高いものでした。2017年3月に75歳以上の認知症対策を強化した改正道路交通法が施行されたほか、免許の自主返納は急増しているものの、死亡事故件数は高止まりしています。

事故類型別では、車両同士が最多の202件で、うち85件は出会い頭の衝突です。電柱など工作物に衝突したり、道路外に突っ込んだりする車両単独は176件でした。要因別では、ハンドルやブレーキなどの誤操作が136件と最も多く、安全確認不十分が105件で続いています。改正道路交通法では、運転免許更新時などの検査で「認知症の恐れ」と判断された場合に医師の診断が義務づけられ、結果次第で免許が取り消されるようになりました。75歳以上の方の事故を発生させないため、早期対応の必要性が重要だと思います。町としての見解を伺います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 有賀光子議員、大綱2点ございました。

1点目、町の防災・減災対策でございます。5点ほどございます。

まず1点目、緑豊かな丘陵地や白石川などの河川は、住民生活や産業活動を支える基盤であり、また町工保全機能によって災害の発生を抑える役割を果たしております。しかし一方で、災害を引き起こすもととなってもいます。こうしたことから、自然との共生に配慮した土地利用を推進することにより、これを味方につけ、災害に強い体質を持った町をつくり上げてまいります。

次に、天災による被害を大きくするか最小限にとどめるかは、人々の取り組みにかかっています。「自分たちの町は自分たちで守る」という意識の啓発に努め、防災対策に積極的に取り組む「人づくり」を図っていきます。町や消防機関、住民ボランティアなど全ての人たちが連携した有効な防災活動に努めます。また、町の一部の地域が被災したときでも、他の地域から応援できるような連携体制を確立してまいります。さらには減災の考え方のもと、公助のみならず住民、事業所、自主防災組織、団体などのさまざまな主体による自助、共助の取り組みを推進してまいります。

以上のように、自然との共生、人づくり、連携、3点を防災・減災の基本理念としております。

2点目、現在39ある自主防災組織のうち11の自主防災組織が、平時における事前対策や教育訓練をどう行うか、災害時には誰が、何を、どれだけ、どのようにすべきかの体制と手順等を定めた地区防災計画を策定しています。今後は、残りの28の自主防災組織に対して、県と密接に連携を図りながら、組織の育成、人の育成、住民意識の啓発を重点として、宮城県防災指導員の養成やスキルアップ、防災士の養成及び危機管理監を中心とした情報交換の場や、防災出前講座などにより、災害時に役立つ具体的で実効性のある計画作成の支援をしております。

柴田町の小中学校では、年2回以上の避難訓練や引き渡し訓練などの防災訓練や、宮城防災副読本「未来へのきずな」を活用した防災授業を通じて、児童生徒の防災意識の啓発等を行っております。

町でも、今年度はたまたま防災の日に、柴田小学校区子ども会育成会主催で「災害と日ごろの備え」というテーマで小学生やその保護者、先生などによって防災出前講座を実施いたしました。また、柴田町社会福祉協議会では、学校や児童館関係の防災福祉出前講座を実施していますが、29年度実績を見てみますと、54回実施しました。そのうち町内の小中学校に対しては、各学校延べ24回、合計1,475名の児童生徒が参加しております。

今回、有賀議員より「こども防災手帳」を作成してはどうかとご提案をいただきました。現在、町では防災マップを一家に1部配布しております。内容につきましては、洪水ハザードマップ、土砂災害情報、地震マップ、避難場所・避難所一覧、我が家の防災対策、非常時持ち出し品の準備及び我が家の防災メモとして、そのメモに家族の連絡先、緊急連絡先等が書き込むことができるページがございます。今後は、町の防災マップや先進事例などを参考にしながら、「こども防災手帳」について研究していきたいと思っております。

4点目、町では東日本大震災の避難者数をもとに、備蓄食料品の備蓄計画を策定し、アルファ米やようかんなどの備蓄を行っております。これらの賞味期限については、いずれも5年となっております。これまでに、賞味期限が近づいてきた備蓄品は、自主防災組織での防災訓練において炊き出し等に活用してもらったり、フードバンクとして柴田町社会福祉協議会で活用していただいております。

ご提案の困窮世帯への寄贈についてですが、町では、困窮世帯について町内全ての世帯を把握できない状況ですので、実施に当たっては不公平等が生ずる懸念がございます。したがって、これからも今まで同様に、自主防災組織での訓練活用や、柴田町社会福祉協議会への配布対応を行っていきたくと考えております。

今後も、いざというときのために計画的に備蓄食料品を確保するとともに、賞味期限が近づいてきた備蓄食料品の有効活用を図ってまいります。

5点目、町では、備蓄食料品として主食のアルファ米やようかん、ビスケット、水などを備蓄しておりますが、粉ミルクは備蓄対象にはしておりません。また、大規模災害が発生した際には、柴田町地域防災計画において、農村環境改善センターや槻木・船迫・船岡生涯学習センター、船岡小学校、西住小学校を医療救護所として指定しております。妊産婦・乳児救護所を設置する計画にはなっておりません。

今回ご指摘のあった液体ミルクについてですが、日本国内においても、昨年夏に法整備がなされ、国内で製造・販売することが可能となりました。ことしの春には、某食品メーカーより販売されると聞いております。しかしながら、常温保存期間が6カ月と短く、備蓄食料品としては運用が難しいと感じております。今後、技術革新などにより、ロングライフ化等が図られるなどの運用環境が整ってきましたら、備蓄食料品としての検討を始めていきたいと考えております。

大綱2点目、高齢者の免許の返納助成でございます。

全国的に交通事故の発生件数及び死者数は年々減少しておりますが、交通事故発生件数全体

に占める高齢運転者による交通事故発生件数の割合が上昇しており、今後さらに高齢者の運転免許保有人口がふえていくことから、高齢運転者への対策が必要と考えております。

町では、平成28年度の秋に、高齢運転者に自身の運転適性や判断力などを認識していただく機会を提供するため、高齢者ヒヤリハット体験会を仙南自動車学院と大河原警察署の支援を受け開催いたしました。平成29年度からは、名称を高齢者交通安全講習会に改め、春と秋の年2回開催しています。さらに今後は、仙南自動車学院にご協力をいただき、自動ブレーキなどの先進安全技術を備えた安全運転サポート車の試乗体験を取り入れた講習会を開催する予定です。

このほか、高齢者の事故防止対策として、出前講座や、春・秋の交通安全運動時の街頭キャンペーン、柴田町交通安全母の会による高齢者交通安全ふれあい世帯訪問事業や、広報誌による周知などの広報啓発活動を実施しております。

さて、ご質問にあった運転免許証の自主返納制度は、加齢などによる身体機能の衰えや判断力の低下などにより、安全な運転に支障を来すなどの理由から運転免許証を返納するものです。宮城県警察では、この自主返納制度は交通事故の防止が目的であり、あくまでも運転者の自主的な意思に基づくものとしております。町としては、運転免許は個人の資格であり、返納は個人の判断と責任において行うもので、行政が立ち入ることではないと考えております。

なお、運転免許証を自主返納した方には、運転経歴証明書を提示することで一般社団法人宮城県タクシー協会に加盟している各社のタクシーを利用する場合、1割の料金割引を受けることができます。以上でございます。

ただいまから休憩いたします。

午後2時25分再開といたします。

午後2時09分 休 憩

午後2時25分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

有賀光子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 東日本大震災から、もうあとわずかか8年になります。その中で今回、まず昨年7月には、西日本豪雨で多くの高齢者も犠牲になった岡山県倉敷市真備町で、被災した地域のほとんどがハザードマップ、災害の予測地図で、これが危険性で予測されていたにもかかわらず、今回、住民の多くがハザードマップの内容を十分理解していませんということが

載っておりました。また、いざというときのハザードマップを機能させるためにも、行政が旗振り役となって住民の周知を急ぐとともに、災害教育のあり方も改めてお互いを助け合う必要がありますということを書いてありましたけれども、その中で大事なものは、住民一人一人が災害時に何をするのかという、事前にシミュレーションするマイタイムライン、自分の防災行動計画や、また、住民が主体となってつくる地区防災計画の普及などを、地域住民による防災コミュニティの力、これを住民一人一人に大事に自分が意識をしなければならないということが、すごく大事だということが新聞にも載っておりましたけれども、その件でもう一度お聞きします。地域防災計画、詳しく教えてください。先ほどお話がありました。住民の。

○議長（高橋たい子君） もう一度、質問の内容を詳しくお伝えください。

○14番（有賀光子君） では済みません、まず、ハザードマップになって、今回の西日本豪雨でハザードマップがあったにもかかわらず、住民が理解していなかったというのは、結局見てなかったということだと思うんですけども、その中でも、そういうふうに危険にあったということがありましたし、そういう意味でも、そういうふうに住民一人一人に意識をつけるということが大事だと思うんですね。自主防災組織の前に地区防災計画、自分の防災行動計画をどのようにしていったらいいかをお聞きいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 地区防災計画の策定について、どのようにしていくかという質問だったと思います。

議員おっしゃるように、災害においては自助、共助、これが9割方信頼と早さの面で占めていると思います。特に、自助が7割、共助が2割というような信頼と早さということだと思います。その中で地区防災計画、こちらにつきましては、共助の部分の地区防災計画の話になってきます。どのように意識づけをしていくかということですが、まずは3点大きくありまして、組織の育成、人の育成、住民意識の啓発というところに重点を置いて、今、各防災組織に5名の防災指導員の養成を目標としてございます。その方々の引き続きの全部の39組織まで5名いくように養成をしてまいります。

また、その養成した方々がスキルアップを図る意味で、年に1回開催されます講座に参加をしていただきたいというように思いますし、31年度につきましては、より高い知識を持てる防災士、こちらを1名養成をしていきたいというように思います。それらの知識を持った方々が、地域の危険、特性に応じた地区の防災計画を策定していければというふうに考えてございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

- 14番（有賀光子君） そうすると、地区が5名ずつを目標にしているということで、そして現在が、まだ地区5名で人数がまだ足りないということで、それを必ず目標達成というか、人数分、39行政区に5人目標というのを必ず、今年31年度には達成するというのでいいんでしょうか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。
- 危機管理監（平間信弘君） 5名未達成の地区が26地区ございます。31年度中に、この全ての地区が達成できればいいんでしょうけれども、必ず達成するというような畢生の目標ではなくて、努力目標というところで考えてございます。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 14番（有賀光子君） 26地区が達成しているということで、達成していない区というのはあるんでしょうか。どこの区があるか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。
- 危機管理監（平間信弘君） 済みません、26地区が未達成の地区でございます。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 14番（有賀光子君） そして、地区で現在は5名を目標ということで、5名になっていないところもあるんですけども、もしゼロのところがあれば教えてください。ゼロ地区のところ。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。
- 危機管理監（平間信弘君） 22区が現在ゼロということでございます。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 14番（有賀光子君） そして、今後随時推進していくということですが、どのように推進していくか、少し詳しく教えてください。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。
- 危機管理監（平間信弘君） まず、自主防災組織の会長の方に、この防災指導員がいかにな有用な人材であるかというのを説明していきまして、積極的に防災指導員の養成講座に参加していただけるようにしていきたいと考えてございます。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 14番（有賀光子君） そして、実際は養成講座に参加していただきたいというふうにやっていくというような、前向きな姿勢ではいるんでしょうか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。
- 危機管理監（平間信弘君） 特に、22区ゼロ地区に関しましては、前向きに指導をしていき

いというふうに考えてございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 先ほど平間議員より、自主防災組織について質問いたしました。その中で、自主防災組織運営体制補助事業のほうで、26地区募集をして20地区が対象になっているということで、希望しているところはどこどこかわかりますか。対象になったところは。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 先ほど平間議員に説明した内容につきましては、29年度宮城県の助成の制度、事業に申請をした団体が10市町村のうち27団体、要はその10市町もどこかわかりませんし、27団体が宮城県内のどの自主防災組織かというのも、現時点では掌握をしてございません。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○14番（有賀光子君） わからないということは、柴田町ではこれに応募していないということですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） はい。応募してございません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 結構これから防災・減災のほうでも、災害から地域を守るということで大変大事になってくると思います。そこで、先ほども自助、共助の割合は7対2対1が基本だということで、まずそのあれを位置づけるというのが、子どもからそういうものに位置づけるというのが大事だと思うんですけども、先ほど柴田町では、学校で、授業で出前講座とかをやっているということで、そこからもう一歩進んで、まず親子で外に出て、どこが危険箇所とか見つけたり、あといろいろなところ、自分の地域でここが危ないとかという行動というのは、そういうのはやっているんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） まさに自助という部分では、家庭での話し合いが非常に重要となってきます。地震が起きた場合、土砂災害があった場合、水害があった場合、そういったものからどのような経路で、どのような避難場所、避難所へ逃げるのかというのを日ごろから子どもさんと親御さんが話し合って、常に一緒にいるとは限りませんので、一人でご自宅におられても、お子さんがですね、一人で避難所に行けると。また、避難所に行った後、双方の親と子どもさんがどのように連絡をしてお互いの安否を確認するのか。また、非常持ち出し袋をどの

ように作成をしているのかとか、そういった自助の部分は非常に大事でございます。

そういう意味では、子どもがその学校等の出前講座において勉強して知識をつけて、その知識でもって、親御さんが今度は各ご家庭に配布してございます防災マップ、こちらに基づきまして、お子さんと一緒になって自分の逃げる、我が家の防災マップというようなものを策定していただければ非常に安全なのかなというふうに思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） まず今、やはり自分たちで親と話をして、どのようにするかというのが一番大事だということで、まずその身近なことということで、まず地域力を高めるということで、まず子ども会から、地区の子ども会でもそういう話し合いというのもやってはいかがでしょうか。防災に関しての、地区の子ども会のほうで、防災でこういうところをみんなで一緒に、さっき言ったように、地区のここが危ないというのを親と子どもで一緒にということでしょうか。学校ではなくて。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） それも一つの有用な手段だと思います。自主防災組織、町といたしましては自主防災組織が一つの共助の単位というふうに考えてございます。また、その中の自主防災組織の中の子ども会という一つ落としたようなレベルで子どもさん同士がお話をする。それにPTAの方も参加されるというのは、非常にいいことかと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） そうすると、今の話を学校のほうにお話を伝えていただけるということでしょうか。前向きに。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 自主防災組織、先ほど申しましたが、39ある自主防災組織を単位として考えてございますので、その自主防災組織の会長もしくは防災委員の方に、そのような啓発をしていければというふうに考えております。

○議長（高橋たい子君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 危機管理監は前向きに答えておりますが、大変結構なんですけど、実は、子ども会育成会の現状もお話をしなければなりません。子ども会育成会の組織率が低下しております。従来の子どもの会の事業ができない状態にあるという現実もございます。そこに果たして新たな、いい考え方なんですけど、落とし込めるかというのと、残念ながら今すぐには、ちょっと難しいのではないかなというふうに思っております。子ども会育成会、本来の趣旨の活動

さえもできかねているということでございますので、これを通じて、もしかすると活動が活発になるかもしれませんが、そういう側面もあるということだけを伝えさせていただきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 柴田町は、これから地域自主防災組織を置いてしっかり力を入れていくというお話でしたけれども、ことし9月に地震で北海道の胆振地方が載っておりました。震度6弱の揺れが襲ったということで、ここの災害をまずは先ほど言っているように、人材育成が地域を守るのが大事だということで、まず死者ゼロを目標に掲げる徳島県、徳島県では、地域の防災活動をリードする人材の育成に積極的に取り組んでおります。そして2005年から徳島の大学と連携し、地域防災推進員養成研修を開催をいたし、4月から9月にかけて行われる講座、長期講座を5日間にわたって、飛び飛びではなくて続けて5日間講座をして、そして避難所運営と、あと仮設住宅暮らしとかハザードマップの活用の勉強、講座を聞いて、そして講座を聞いたその方たちが、今度地域に持ってお話をするというので、その地区のお話をしたり、あと今度高校生、高校生も防災クラブの設置をして、推進員が1,809人になったということが載っておりましたけれども、本当に先ほどから言っているように、やる気というかそういうことを一人一人に強く訴えていくのは、そういうところから一つ一つ話していくというのは大事なんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） まさに有賀議員がおっしゃったように、自主防災組織の中でそういった地域のリーダーとなる方、防災・減災の知識を持った方、この方を養成して、その方を中心に、その地域に住まわれる方にそういった知識を水平展開していくという意味では、防災指導員を今後も5名というのを目指しながらやっていきたいというふうに考えてございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） これからしっかり防災指導員をつけて、しっかり柴田町のほうでも防災・減災に力を入れていただきたいと思います。

そしてあと、今度、要支援者の名簿の情報の提供に関してですけれども、前回、斎藤議員のほうにも要援護者が柴田町ではいるという、何名現在いるということですが、もう一度お聞きします。教えてください。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 要援護者の人数でございます。昨年の30年3月31日現在の災害時要

援護者の登録人数については、579人となっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） これは、要援護者は、向こうのほうから希望する方だけの人数ですよね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 希望者のみとなっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 今後、これをどのようにして推進していくか、人数をもっとプラスしていくという考えはあるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） ひとり暮らし高齢者もふえてまいりますし、高齢者のみ世帯という形で年々増加しております。その中において、特に足が悪いとかいうふうなことがあった場合、避難が難しいこともありますので、そういった方については民生委員を通じ登録を促進していくという考えでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○14番（有賀光子君） この要援護者の方が地域でどのぐらいいるかというのは、区長と民生委員だけが知っているということですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） こちらについては、各登録をいただいた方については、各地区の防災組織に名簿を提出しておりますので、そちらのほか、あと役場でもわかっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○14番（有賀光子君） そうすると、もし地区のほうで何かあったとき、この方たちを助ける場合は、その地区の状態というのは皆さん把握はできるのでしょうか。その援護者の人というのは。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） こちらの名簿については、防災組織のほうに出させていただいておりますので、改めて毎年更新という形でさせていただいておりますので、組織のほうで把握して確認をさせていただいているものと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○14番（有賀光子君） ちょうど私が行政区にいるところは、名前が出せないということで、ちょうど入った入り口のほうに要援護者、助けを求める人、必要な方は赤いシールとか張ってあ

るんですね。そういうふうにして、それはそれぞれ区でいろいろやっていると思うんですけども、そのほかに活動として何か、ほかの地区はどのようにしているのかわかるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 要配慮者の避難支援方法ということで、そのほかの地区同様にやっているかというところでございますが、出前講座等に行きまして、自主防災組織ではそういった要配慮者、誰が誰をどのように支援するのかというのを、しっかりその地区の中で決めていただくようお願いをしているところでございます。したがって、それぞれの地域自主防災組織において、そのやり方というのは、その特性に応じて変わってきていると思いますので、個別にその地域の状況については把握をしてございません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） わかりました。一度前にも聞いたとき、行政区で自主防災組織は全部区ができていますが、その区によってばらつきがあるというお話も聞いたんですけども、現在はどうなっているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） ご指摘のように、ばらつきがございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○14番（有賀光子君） それを、町ではどのように協力というか、お話をしていくようにするのでしょうか。そのままいいのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） そのままということではなく、自主防災組織のそれぞれの会長及び防災委員の方々等を一堂に会して、情報交換をしながら先進事例などを紹介して、その温度差のある部分を少しでも縮めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） できれば、その差がないように、しっかり各行政区がきちんと把握できるようにお願いしたいと思います。

それで、先ほどの宮城県での備蓄のほうが起動しているということで、柴田町では、余っていて捨てるということはないというふうにとっていいのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 柴田町では、期限が近づきました備蓄品に関しまして、それぞれの自主防災組織の防災訓練に活用いただいたり、あとは社会福祉協議会のほうでフードバンク

として活用いただいているところでございます。余らせてはございません。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○14番（有賀光子君） わかりました。それとあと、先ほどのミルクは、町では粉ミルクはやっていない、備蓄はしていないということでしたが、そうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 町のほうでは、ご飯とか水とかようかんとか、そういったものを備蓄ということで計画的に調達をして確保しているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 以前に、東日本大震災のときに、柴田町でも結構お母さんたちがおむつとミルクがないということで、かなり並んでもなかなか買えなくて大変だったというお話をお聞きしました。そのときに、ぜひミルクとかおむつも備蓄してはどうかという質問をしたことがあるんですけれども、そういう考えはないでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 望ましい姿は、そういったいろいろな方のニーズに応えるような備蓄というものをしていけばいいんでしょうけれども、その備蓄するスペースであったり、そういった備蓄品を買うお金的なもの、財政的な面もございますので、その辺も考慮して、現在のところは東日本大震災のときの最大避難者数の1人2食分を確保という計画をもちまして、備蓄計画をやっているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） わかりました。今後もしあれのときは、やはりかなりあのときはひどく、おむつとミルクのことで結構問題になって、女性の推進員も柴田町でもふえたというお話も聞きましたので、今後、そういうのもしっかりお話ししていただければと思います。

あと、次の高齢者の運転で、前に一度高齢者の返納のときに、ちょうど一般質問させていただいたときに、ちょうどほかの自治体のほうで、1年間がデマンドタクシーとかそういう回数券とかというのをしたときには、1回ちょっと検討したということもありましたが、その後はいかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 免許返納者への町からの助成ということかと思えます。近隣では、確かにその町内のデマンドタクシー、デマンドバス等のチケットですか、返したとき1回限り助成しているというところがあるんですけれども、うちのほうでは、検討というこ

とではなくて、あくまでも免許証というのは、その方の資格であって、その方の自主的な判断でお返しするものという考え方でございますので、特に助成は考えておりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） わかりました。今、結構運転のほうもかなり厳しくなって、返納する方も前よりは多くなったということですが、事故が結構、でもかなり大きい事故とかそういうのがあるので、そういうのを話ししていければと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（高橋たい子君） これにて14番有賀光子さんの一般質問を終結いたします。

先ほど、平間幸弘議員の一般質問に対する答弁について訂正の申し出がありましたので、これを許します。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 先ほど平間幸弘議員から質問がありました件で、2点について訂正をさせていただきます。

まず1点目でございます。平成29年度の消防団の状況ということで、定年者5名のうち4名が再任用されたという話をしましたが、正しくは定年者が3人で、途中退団者が16名、合わせて19名の方がおやめになりまして、再任用が4人でございます。以上のような状況でございます。なお、その再任用4人の内訳につきましては、28年に定年された方が1名、29年に定年された方が3名ということでございます。

2点目でございます。平成12年の操法大会に参加した班でございますが、先ほど船岡5班という話を申し上げましたが、出場班はポンプ車で5班、小型ポンプの操法で22班の本船迫、こちらが2班出場してございます。その2班の両方の結果をあわせて、総合の準優勝という結果でございました。おわびして訂正いたします。

○議長（高橋たい子君） 平間幸弘君、よろしいですか。

以上で一般質問通告に基づく予定されました質問は全部終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。日程第3、議案第40号副町長の選任について、日程第4、議案第41号固定資産評価審査委員の選任については、人事案件でありますので、全員協議会にお諮りしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。これより直ちに委員会室において全員協議会を開催いたしますので、ご参集をお願いいたします。

それでは、ただいまから休憩をいたします。

全員協議会終了次第、再開いたします。

午後2時55分 休 憩

午後3時02分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

日程第3 議案第40号 副町長の選任について

○議長（高橋たい子君） それでは、日程第3、議案第40号副町長の選任についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第40号副町長の選任についての提案理由を申し上げます。

現在、副町長であります水戸敏見氏の任期が平成31年3月31日をもって満了となります。水戸敏見氏を再び副町長に選任したいので、ご提案申し上げます。

水戸敏見氏は、平成27年4月1日、議会の同意により副町長に就任し、以来、卓越した識見、地方行政の行政経験豊かな手腕をもって多事多難な町政に取り組み、町勢の発展に尽力をいただいております。人口減少や超高齢化社会に突入する中で、自治体を取り巻く環境は急激に変化しており、財政運営面においても地方は極めて厳しい状況下でございます。柴田町では、平成31年度からスタートする第6次柴田町総合計画を基軸に、職員の意識を一つにし、町の未来の明るい展望を切り開いていく必要がございます。

こうしたことから、町職員出身であり行政に通じ、また人物・識見ともにすぐれております水戸敏見氏を引き続き副町長に選任したく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

何とぞご同意くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

これより、議案第40号副町長の選任についての採決を行います。

お諮りいたします。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、議案第40号副町長の選任については、これに同意することに決定いたしました。

日程第4 議案第41号 固定資産評価審査委員の選任について

- 議長（高橋たい子君） 日程第4、議案第41号固定資産評価審査委員の選任についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第41号固定資産評価審査委員の選任についての提案理由を申し上げます。

現在、固定資産評価審査委員としてご活躍いただいております佐藤英世氏が平成31年4月12日をもって任期満了となります。

佐藤氏は、東北学院大学大学院法学研究科において行政法の教授として教鞭をとり、固定資産評価審査委員会設置の目的である固定資産の価格に係る不服審査の専門的知識を有しております。昨今、土地や新築、増築に係る固定資産の評価については、住民の関心度が高くなっており、固定資産評価審査委員の重要性はさらに増してきております。

このようなことから、行政不服審査等に対応できる知識を兼ね備え、実務経験も豊かな佐藤英世氏を委員に再任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

何とぞご同意くださいますようお願いいたします。

- 議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

これより、議案第41号固定資産評価審査委員の選任についての採決を行います。

お諮りいたします。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、議案第41号固定資産評価審査委員の選任については、これに同意することに決定いたしました。

日程第5 議案第42号 仙南地域公立認可保育所の相互利用に関する協定の廃止に関する協議について

○議長（高橋たい子君） 日程第5、議案第42号仙南地域公立認可保育所の相互利用に関する協定の廃止に関する協議についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第42号仙南地域公立認可保育所の相互利用に関する協定の廃止に関する協議についての提案理由を申し上げます。

仙南2市7町の公立保育所については、平成14年3月27日に締結した仙南地域公立認可保育所の相互利用に関する協定に基づき広域利用を行ってきました。しかし、平成27年度に施行されました子ども・子育て支援新制度により、保育所等の広域利用は、広域入所する市町村間の調整で行うことが可能となりました。このことから、仙南2市7町で協定に関する協議を行ったところ、廃止すべきとの方向となったことから、協定を廃止することについて議会の議決を求めるものでございます。

詳細に関しては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） それでは、詳細説明を申し上げます。

議案書5ページをお開きください。

議案第42号仙南地域公立認可保育所の相互利用に関する協定の廃止に関する協議についてです。

仙南2市7町の公立保育所の広域利用調整の取り扱いにつきましては、先ほど町長が提案理由で申し上げましたように、平成14年3月27日に地方自治法第244条の3第2項の規定により、仙南地域公立認可保育所の相互利用に関する協定を締結し、保育事業の高まりや利用者の利便性を考慮し、公立保育所の相互利用が行われてきたところです。

平成27年度に施行されました子ども・子育て支援新制度では、児童福祉法附則第73号第1項により読みかえられた同法第24条第3号に基づき、保育所等の広域利用調整は全ての市町村間

で行われることが盛り込まれましたので、広域入所の利用調整に関しましては協定を必要としなくなりました。

今回、宮城県仙南保健福祉事務所の調整により仙南2市7町で協議を行いましたところ、協定が無効となっていることを確認するとともに廃止する方向でまとまったものでございます。

以上、詳細説明となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第42号仙南地域公立認可保育所の相互利用に関する協定の廃止に関する協議についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第43号 町道路線の変更について

○議長（高橋たい子君） 日程第6、議案第43号町道路線の変更についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第43号町道路線の変更についての提案理由を申し上げます。

今回の町道路線の変更は、船岡中央一丁目219から、船岡東一丁目155-1に位置する町道船岡中央9号線の路線終点を変更するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） それでは、詳細説明を申し上げます。議案書7ページをお開きください。

議案第43号町道路線の変更についてです。

道路法第10条第3項の規定に基づき、町道路線の変更をお願いするものでございます。

それでは、お配りしています議案第43号関係資料をごらんいただきたいと思います。

町道船岡中央9号線ですが、凡例にありますように青色の破線で表示していますのが変更前、それから赤色の実線が変更後になります。図面の表記ですが、道路の起点が丸印、終点部を矢印であらわしています。町道船岡中央9号線は、町道船岡中央37号線、いわゆる丸油スタンドさんの北側から、そこを接続部としまして、起点でございます。終点が主要地方道白石柴田線と結ぶ路線でございます。

今回変更をお願いします区間は、土地所有者の同意のもと民地内、いわゆる蓮花寺の境内地を町道として認定していたものでございます。今回、土地所有者からお寺山門を建築したい旨の話がございました。町道が土地利用上支障を来すとの申し出でございましたので、支障のない区域で道路終点位置の変更をお願いするものでございます。

延長については、変更前が398メートルです。変更後については343メートルとなるものでございます。55メートルの減ということになります。

それでは、議案書7ページにお戻りください。

議案書のほうで路線名、起点・終点をご説明します。

今回の変更路線です。路線名町道船岡中央9号線、起点新旧とも変わりません。柴田町船岡中央一丁目219地先です。終点になります。旧が柴田町船岡東一丁目155-1地先。新につきましては柴田町船岡東一丁目174-3地先となります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。**

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第43号町道路線の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全て終了しました。
本日はこれをもって散会いたします。
明日午前9時半から再開いたします。
ご苦労さまでした。

午後3時16分 散 会

上記会議の経過は、事務局長大川原真一が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成31年3月6日

議 長 高 橋 たい子

署名議員 8番 斎 藤 義 勝

署名議員 9番 平 間 奈緒美

